

第二次台湾教育令下における私立学校

—「私立中学校高等女学校設立認可標準」制定経緯—

駒込 武

1. はじめに

1938年3月以前、日本植民地支配下の台湾には私立の中等学校（中学校、高等女学校、実業学校）は1校も存在しなかった¹。より正確な表現をすれば、中等学校程度の教育を行う私立学校は存在したが、いずれも各種学校として位置づけられており、中学校令・高等女学校令・実業学校令による私立学校としては認可されていなかった。日本内地には1935年当時100校以上の私立中学校、200校以上の私立高等女学校が存在したことを想起するならば、たとえ人口規模の相違を勘案したとしても、あまりにも大きな違いがある。なぜ、どのようにしてこうした事態が生じていたのか。また、なぜ1938年1月になって総督府は文教局通牒として「私立中学校高等女学校設立認可標準」を制定して、幾つかの学校を正規の私立中等学校として認可したのか。本稿の課題は、これらの問題を解明するための基礎作業を行うことである。

本稿で筆者が私立学校に着目する理由は、これらの学校が教育政策と宗教政策の接点に位置づくものだからである。本論で明らかにするように、比較的規模の大きい私立学校は、総督府の高官が設立に関与した「準官立」ともいべき学校を別とすれば、キリスト教系または仏教系の学校であった。したがって、これらの学校をどのように処遇するかという問題は宗教政策と連動していた。その中でも特にキリスト教系の中等学校——英國長老教会の設立した台南長老教中学・女学校およびカナダ長老教会の設立した淡水中学・女学院——はキリスト教主義を奉じていることと、台湾人を主体とした学校であることの二重の意味で、総督府の意図する「国民教育」の枠を逸脱する可能性を持つ存在とみなされていた。事実、筆者が別稿で明らかにしたように、台南長老教中学は1934年に神社参拝問題を契機として管理運営体制の大幅な「改革」を余儀なくされ、淡水中学・女学院は35年から36年にかけて日本人官民による激しい排撃運動に直面して台北州に接收されることになった²。本稿では、1934年から36年にかけて展開されたこうした事態の「前史」と「後史」をとりあげる。すなわち、まず前史として第二次台湾教育令（1922年）における私立学校の位置づけについて検討する。次いで、1937年度における私立学校の状況を概観した上で、「私立中学校高等女学校設立認可標準」の内容を検討し、各学校にとってこの文教局長通牒が持った意味について論じることにしたい。

本稿で私立の中等学校に着目するもう一つの理由は、台湾と朝鮮における教育の展開を

¹ 中等学校程度の私立学校ばかりでなく、大学や専門学校、あるいは初等学校（小学校、公学校）として認可された私立学校も存在しなかった。しかし、論点が多岐にわたりすぎるのを避けるために、本稿では中等学校程度の学校に焦点を当てることとする。

² 拙稿「1930年代台湾におけるミッション・スクール排撃運動」（『岩波講座 近代日本の文化史7 総力戦下の知と制度』岩波書店、2002年9月）。

比較するに際しての重要な参照点になると思われるからである。よく知られているように、1922年2月6日、第二次台湾教育令、第二次朝鮮教育令が同日に公布された。この二つの教育令の重要な相違点は、台湾では中等学校における民族間の共学を原則としたのに対して、朝鮮では「国語ヲ常用スル者」は中学校、高等女学校、「國語ヲ常用シナイ者」は高等普通学校、女子高等普通学校というように別学を原則としたことである。なぜこのような違いが生じたのだろうか。ひとつの要因として考えられることは、朝鮮では「併合」以前から数量的にも公立学校をはるかに上回る規模で私立学校が存在していたことである。

「併合」以後さまざまな彈圧的法規によって学校数は減少したが、それでも無視できない影響力を保っており、第二次朝鮮教育令制定に際してもそのことを考慮せざるをえなかつたと思われる。たとえば、拓務省管理局地方課「外地ニ於ケル普通教育ノ現状」(1933年4月)という資料では、「共学制ヲ執ラザル理由及其ノ利害關係」として、「国民精神ノ涵養、倫理道德ノ觀念ノ喚起ハ高等普通教育ニ於テ最モ留意ヲ要スル所ニシテ、而モ内鮮教育ノ手段方法ニ付テ趣ヲ異ニスペキモノアルコト」といった項目と並列して、「私立学校ノ再繁昌ヲ來スベシ」ということを挙げている³。「国民精神ノ涵養」云々というのはもっともらしい理由ではあるが、それだけでは、台湾では共学を実施した理由を説明できない。むしろ、共学制の実施による公立学校への管理統制の強化が、公立学校の忌避と私立学校の「再繁昌」に帰結することへの懸念が存在したのではないかと推定できる。

さらに、1938年3月の第三次朝鮮教育令制定以前は、朝鮮にも私立中学校が1校も存在しなかつた事実も確認しておきたい。すなわち、37年度の時点で私立高等普通学校が11校、私立女子高等普通学校は10校存在したが、私立高等女学校は1校だけであり、私立中学校は存在しなかつた⁴。第三次朝鮮教育令によって高等普通学校が中学校に、女子高等普通学校が高等女学校に改組されることにより、私立中学校が存在することになった。その経緯は台湾の場合と異なっているが、台湾と朝鮮ではほぼ同時に私立中学校が誕生した事実には着目してよいだろう。本稿の対象は台湾であり、朝鮮との比較に立ち入ることはできないが、今後の比較研究のための基礎的作業として位置づけたいと思う。

なお、先行研究としては個別の学校にかかるものがあるが、管見の限り、台湾における私立学校をめぐる状況を総体として捉えようとした研究はない⁵。「私立中学校高等女学校設立認可標準制」についても言及されてこなかった。したがって、公文書資料を用いながら事実関係を確認することが本稿の中心的な作業となる。

³ 『本邦ニ於ケル教育制度並状況関係雑件 朝鮮教育令沿革』(I-1-4-0) 外務省外交史料館所蔵。なお、第二次台湾・朝鮮教育令の制定過程に関しては、弘谷多喜夫・広川淑子「日本統治下の台湾・朝鮮における植民地教育政策の比較史的研究」(『北海道大学教育学部紀要』第22号、1973年)、広川淑子「第二次朝鮮教育令の制定過程」(『北海道大学教育学部紀要』第30号、1977年)を参照。

⁴ 朝鮮總督府『朝鮮總督府施政年報 昭和十二年度』(1939年) 185-186頁。

⁵ キリスト教系学校に関しては、山本礼子『植民地台湾の高等女学校研究』(多賀出版、1999年)、拙稿「台南長老教中学校参拝問題—踏絵的な権力の様式—」(『思想』第915号、2000年9月)、仏教系学校に関しては、松金公正「植民地期台湾における曹洞宗の教育事業とその限界—宗立学校移転と普通教育化の示すもの—」(台湾史研究部会編『台湾の近代と日本』中京大学社会科学研究所、2003年3月)などがある。

2-1. 第一次・第二次台湾教育令における私立学校の位置

1919年1月に制定された第一次台湾教育令は、台湾人向けの教育制度を体系化し、普通教育の機関として、公学校、高等普通学校、女子高等普通学校を制度化した。ここで重要なことは、第三十二条で「専門学校及師範学校ハ官立トシ公学校、高等普通学校及女子高等普通学校ハ官立又ハ公立トス」と定めていることである。私立の公学校、高等普通学校、女子高等普通学校、専門学校の存在を認めない、というわけである。第一次台湾教育令の発布にともなう明石元二郎総督の諭告及訓令では、この点に関して「専門教育を施す学校を官立に限り、師範教育並に普通教育を施す学校を官立又は公立に限り、是れ即ち前者に在りては時勢と民度とに応ずべき諸般設備を為すの必要あり、後者に在りては国民性涵養の統一機関として特に其の必要あるが為めなり」と説明している⁶。

日本内地でも師範学校は官立または公立に限定されていたものの、中等学校や専門学校では私立学校が重要な位置を占めていた。第一次朝鮮教育令(1911年)でも、私立の高等普通学校、女子高等普通学校、専門学校を認めていた。したがって、第一次台湾教育令の第三十二条は破格な規程だったということができる。こうした破格な規程がなされた伏線としては、公立台中中学校の設立過程が想起される。別稿で論じたように、1910年代前半に台湾人の有力者が長老教中学校を私立中学校として拡充することを目指すと、一部の総督府高官が本派本願寺経営の私立中学校を設立しようとしてこれを牽制、結局、佐久間総督の意向で公立とすることになった⁷。こうした経緯で設立された公立台中中学校は、すべての生徒を寄宿舎に収容、「食事も日本食を主とし…服装も寮内では和服を着用させた」⁸というように「国民性涵養」を掲げて台湾人の学生を厳しく管理統制する学校となつた。台湾人を対象とする初めての中学校を「公立」としたことの意味がそこに表れている。

1922年の第二次台湾教育令では、さすがに私立学校を認めないという政策は撤回されることになった。しかし、形を変えて問題は存続した。

1922年6月27日、総督府は、私立学校規則(府令第38号)を制定した。第一条で「私立学校ハ特別ノ規定アル場合ノ外本令ニ依ル」とした上で、次のように定めている。

第二条 私立学校ハ本令及ビ特別ノ規定アル場合ノ外小学校・公学校・中学校・高等女学校・実業学校又ハ盲聾学校ニハ各台灣公立小学校規則、台灣公立校學校規則、台灣公立中學校規則、台灣公立高等女學校規則、台灣公立農學校規則、台灣公立商業學校規則、台灣公立實業補習學校規則又ハ台灣公立盲聾學校規則ノ規定ヲ準用ス

第三条 私立学校ハ前条ニ規定セル學校ニ類スル學校又ハ各種學校ト為スコトヲ得

第四条 私人ニシテ中学校、高等女学校又ハ専門學校ヲ設立セムトスルトキハ其ノ學校ヲ維持スルニ足ルヘキ收入ヲ生スル資産及設備又ハ之ニ要スル資金ヲ具ヘ財團法人ヲ設立スヘシ

⁶ 井出季和太『台灣治績志』(台湾日日新報社、1937年) 606頁。

⁷ 拙著『植民地帝国日本の文化統合』(岩波書店、1996年) 134頁。

⁸ 台湾教育会編『台灣教育沿革誌』(台湾教育会、1939年) 745頁。

まず第二条の規定について。中学校を例に取れば、ある私立学校を中学校として認める場合には台湾公立中学校規則を準用する、ということになる。そのこと自体は特に問題とすべきことではないようだが、潜在的には大きな問題がはらまれていた。朝鮮の場合、中学校と高等普通学校の学科課程を別に定め、高等普通学校では学科目に「朝鮮語及漢文」をおき、歴史や地理でも朝鮮に関することを中学校に比すれば相対的に詳細にとりあげることが可能な構造となっていた。高等普通学校を廃止して中学校に一元化した台湾の場合、こうした区別を認めないばかりでなく、私立中学校にさえも公立中学校のカリキュラムを「準用」することを原則としたわけである。

しかも、1922年4月1日制定の台湾公立中学校規則（府令第66号）の第三十七条では「紀元節、天長節祝日、一月一日及始政記念ニハ職員及生徒学校ニ參集シテ祝賀ノ式ヲ行フヘシ　台灣神社例祭日ニハ職員及生徒学校ニ參集シ學校長ハ台灣神社ニ闋スル禱告ヲ為シ一同一北白川宮能久親王ヲ奉祀セル神社ニ參拝又ハ遙拝ヲ為スヘシ」と定めていた。紀元節等の学校儀式に関する規程は内地にも朝鮮にも存在したが、神社参拝に関する規程は、内地の中学校令施行規則に見られないのはもちろん、朝鮮總督府による高等普通学校規程（1922年2月20日、府令第16号）にも存在しなかった。「信教の自由」の侵犯であるという非難を容易に招くような規定だからである。神社参拝は、通牒のような行政命令を通じて参拝を「勵行」したり、参拝を拒否した生徒を「処分」したりするなどの方式で事实上強制していたのである。「特別ノ規定アル場合ノ外」は「準用スル」ということなので絶対的条件というわけではないが、私立中学校として認可する前提として神社参拝を要求することが可能な仕組みとなっていた点に着目すべきである。

第三条の意味するところは、台湾公立中学校規則のような規則の適用を受けない場合には「各種学校」と位置づける、ということである。この条文に関する問題は、どのような場合に「前条ニ規定セル学校ニ類スル学校」、すなわち中学校に類する学校や高等女学校に類する学校として認め、どのような場合に「各種学校」と位置づけるのか、という基準を明らかにしていないことである。

もっとも、第四条で財団法人設立の必要として基準の一端を示していると読むことができる。内地でも1911年の私立学校令中改正に際して、私立の中等学校を設立する時には財団法人または社団法人を設置すべしという規程を設けていたので、この規程は必ずしも破格のものではない。しかし、内地では必ずしも厳格に適用されてはいなかった。試みに、1929年現在の数字について確認すると、全120校の私立中学校のうち、設立者が財団法人であるものは73校、社団法人は4校に過ぎず、その他が48校にものぼる⁹。このように財団法人または社団法人を設立せよという規程は内地ではたぶんに形骸化していた。それにもかかわらず、台湾では厳格に適用されることになる。

以上に述べたことを約言するならば、次のようになる。第一次台湾教育令とは異なり、第二次台湾教育令は私立の中等学校の存在を認めることになった。しかし、現実には恣意的な行政判断を交えながら、總督府にとって「国民性涵養」という目的に背馳する学校を排除する余地を十分に残していた。

⁹ 文部省普通学務局『全国公立私立中学校ニ闋スル諸調査』（1929年10月1日現在）。

2-2. 台南長老教中学の設置認可をめぐる問題

私立学校規則の附則では、現存する私立学校は10月末日までに新たな規則にしたがって届出せよと規定している。この附則にしたがって提出された文書が、台湾の南投県に位置する国史館台灣文献館所蔵の台灣總督府文書中に含まれている。多くの場合、これらの文書には各学校からの設置認可申請文書と、これに対して總督名義で設立を認可するという指令案が記されているだけである。しかし、台南長老教中学の設立認可申請をめぐる文書に関しては、通常の書類に加えて、台南州知事吉岡荒造と總務長官賀来佐賀太郎との間の往復文書が含まれている¹⁰。第二次台湾教育令における私立学校の位置づけがはらむ問題を具体的に示す資料と思われるので、以下やや詳細に紹介したい。

- ①台南州知事発總務長官宛「長老教中学校学則変更ニ闇スル件」1921年12月27日
- ②總務長官発台南州知事宛「台南長老教中学校学則変更ニ闇スル件」1922年1月21日
- ③台南州知事発總務長官宛「私立中学校ニ闇スル件」1922年5月10日
- ④總務長官発台南州知事宛「私立中学校ニ闇スル件」1922年9月26日
- ⑤私立台南長老教中学設立者エドワード・バンド・林茂生発台灣總督田健次郎宛「私立学校設立認可申請」1922年10月21日

①②は第二次台湾教育令制定よりも前に記されたものである。①で台南州知事が「同校ノ現状及将来ニ闇シテハ如何取計ヒ可然哉」と指示を仰いだのに対して、②で總務長官は「長老教中学校学則変更ニ闇シ御申越ノ処、現行台灣教育令ハ近ク改正可相成見込ニ付テハ追テ同校ノ処置ニ付何分ノ指揮可相成」と答えている。私立学校の中でも中学校に匹敵する施設を整えた長老教中学校の待遇は、微妙な問題だったことがわかる。

③は、第二次台湾教育令制定以後に出された照会である。この文書の書き出しで台南州知事は「本日管下私立長老教中学校長エドワードバンド來庁シ別紙ノ通陳情致候ニ付及通報候」と記している。その別紙にあたるのが、下記の資料である。

[前略] 同令〔第二次台湾教育令を指す—引用者注〕発布ノ日ヨリ既ニ四箇月以上経過シ來リシモ、未ダ本島ノ私立中学校ニ闇スル規程ノ發布アルヲ見ズ。從ツテ我ガ校ハ尚ホ将来ニ闇シテ常ニ動搖不安ノ狀態ヲ持続シツツアルヲ免レルヲ得ズ。吾ガ校ノ問題トスルトコロヲ約言スレバ左ノ如シ。

(一) 台湾現行教育制度ハ既ニ内地ノソレト同ジフル以上ハ、本島ニ於ケル基督教主義ニ依リテ建テラタル中学校モ内地ノミッションスクールト同様ノ待遇ヲ受ケベキ筈ナレドモ實際可能ナリヤ否。

(二) 若シ前記可能ナリトセバ、我ガ校ハ文部省指定（認定ト區別シテ）トシテ中学校設立ノ認可ヲ受クル見込ミアリヤ否。

¹⁰ 「私立台南長老教中学設立認可ノ件」『大正十一年台湾總督府公文類纂永久保存 第一四八卷』簿冊番号3418 文書番号6、1922年10月21日。

(三) 前記ノ認可ヲ受ケシ場合ニハ内地ノミッションスクールト同様ニ官立高等学校 [一行判読不能] 勿論基督教式礼拝及学科課程ニ必修課目トシテ聖書ノ一課ヲ入ルルコトヲ許サルルヤ否

(四) 前記ノ認可ヲ受クル場合ハ有資格教員ト無資格教員トノ比率如何。

以上四箇条ノ問題ニ対シテ明確ナル回答ヲ得ルハ我校ノ当務ノ急ナリトス。從ツテ台湾私立学校令ノ發布ヨリモ早カラントヲ熱望ス。尙ホ左記理由ニ依リ上記希望ノ早ク実現サレンコトヲ望ム。

(一) 本校ハ本年六月中ニ來年度ノ予算ヲ編成シ之ヲ英國長老教会ニ提出セザルベカラズ。若シ私立学校令ニ依リ認可申請ノ途ヲ開カルレバ之ガ準備ノ為ニ自然予算編成上大ニ關係アルコトハ勿論ナリ。

(二) 本校ハ私立学校設立認可ノ条件ヲ詳シク知ラザル限リハ認可申請ヲナス能ハズ。故ニ前記私立学校令ノ發布ハ本校ノ進ムベキ道ニ於テ [一行判読不能] 本校ハ大正七年發布ノ旧教育令ト共ニ私立学校令ノ發布ヲ期待シタリシモ、遂ニ其ノ發布ナクシテ今日ニ至リ、ソノ間ニ政府ハ時ノ台南府長枝徳二氏ヲ通ジテ本校ト非公式ニ種々ノ協議ヲナシタルガ、ソノ結果本校ハ未だ設立認可申請ノ道ヲ明確ニ知ラズシテ唯ダ政府ノ命ニ従ツテニ箇ノ附属小学校ヲ閉校セシニ止マル。)

(三) 新教育令ニ依リ本島ニ於テ既ニ數校ノ官公立中学校新設セラレタルモ、長キ歴史ヲ有セル私立中学校ヲ認可スル道ヲ明カニセザルハ、ヤガテ本島ニ於ケル本校ノ後援者ラシテ政府ノ教育政策ニ対シテ信ヲ失ハシムニ至ル虞ナシトセズ。

(四) 而モ英國ニ於ケル本校ノ後援者モ台灣ニ於ケル帝国政府ガ基督教教育ニ対シテ果シテ好意ト諒解トヲ有スルヤ否ヤノ疑ヲ起シ、ヒイテハ本校ニ与フル援助モ常ニ全力ヲ注グ能ハザルニ至ルベシ。

この別紙資料の前半では、日本内地におけるミッション・スクールと同様の待遇を認められるべきこと求め、「有資格教員ト無資格教員トノ比率」などその条件を明らかにすべきことを要求している。その上で、後半では、「政府ノ教育政策ニ対シテ信ヲ失ハシム」というように強い抗議の口吻もはらみながら、速やかに私立学校令を制定すべきことを説いている。

ここで前半に述べられている内容は、次のような背景を持っていた。

日本内地において、青山学院や明治学院のようなミッション・スクールの中学部は法令上私立各種学校でありながら、事実上は中学校に等しい地位を得ていた。その仕組みは、以下のようなものだった。1899年に文部省が訓令第十二号を定め、正規の学科課程内における宗教教育を断念して私立中学校としての位置を保つか、各種学校となつて宗教教育を継続するか、という二者択一を宗教学校に対して迫った。青山学院や明治学院が選択したのは後者だった。のために、一年志願兵制度や在学中の徴兵猶予という徴兵令上の「特典」や上級学校への入学資格を失い、生徒数も一挙に減少した。しかし、学校関係者によるねばり強い陳情活動の結果、明治学院は1900年、青山学院は01年に徴兵令第十三条の適用を受けて徴兵令上の「特典」を付与されることになった。さらに、03年に専門学校入学者検定規程が公布されると両校とともに無試験検定の指定を受けて専門学校への入学資格を獲得し、これに連動して高等学校への入学資格も認められるにいたった。

徴兵令上の「特典」付与をめぐる審査は、判任官任用資格という文官任用令上の「特典」とともに「公立私立学校認定ニ関スル規則」(1899年)にしたがって行われた。この規則は「公立私立学校ニシテ徴兵令第十三条又ハ文官任用令第三条ニ関シ官立府県立中学校ト同等以上トシテ文部大臣ノ認定ヲ受ケントスル」学校の認定手続きを定めたものだった。地方長官および文部省は審査にあたって各学校に対して「学科程度、入学規則、編制及設備等中学校ノ規定ニ準シ且其教員全数ノ三分ノ一以上ハ専任ニシテ中学校ノ教員免許状ヲ有スルモノ」であることを求めたばかりでなく、入試への立ち会いや入試問題の査閲まで行えることになっていた¹¹。久木幸男が指摘しているように、文部省は、「特典」の付与を引き換えとして、「宗教学校の内情を詳しくつかみ、隅々まで監督の目を光ら」ることに成功したことになる¹²。それにもしても、これらの制度が、宗教教育を設立の理念とする私立学校にとって重要な「抜け道」としての機能を果たしたことでも確かである。

専門学校入学検定規程(以下「専検」)は、試験検定と無試験検定とに分かれていた。試験検定は、今日の大学入学資格検定(いわゆる「大検」と同様に、個々の学生を対象として中学校・高等女学校卒業程度の学力を有するかどうかを検定するものであった。無試験検定は、個人単位ではなく学校単位で中学校・高等女学校卒業者と同等以上の学力を持つ者を文部大臣が指定する制度だった。これは、専門学校への入学資格を中学校・高等女学校の卒業生に限定したために「専門学校との接続関係を失った実業学校や各種学校を救済するためのバイパス」¹³として設けられたものだった。

さて、徴兵の対象ではない台湾人向けの学校では、徴兵令をめぐる「特典」は意味をなさなかったが、上級学校への入学資格は重要な意味を持っていた。上引の資料で「文部省指定(認定ト区別シテ)」と記しているのは、各種学校として専検における無試験検定の指定を受けることが、長老教中学校関係者の願いであったことを示している。そのことは、③の資料で「尚同人[エドワード・バンドのこと—引用者注]トシテハ東京ニ於ケル青山学院中学部、明治学院中学部ト同様ノ制ニ依リ設立認可ヲ得、宗教教授ト上級学校入学ニ関シ指定セラレムコトヲ只管懇情致候。右申添候也」と記していることから明らかである。これに対する、総務長官の回答(④)は次のようなものであった。

追申ノ卒業資格ニ關シテハ文官任用令第六条ノ認定ニ在リテハ明治三十二年文部省令第三十四号公立私立学校認定ニ関スル規則ニ、徴兵令第十三条第一項第二号ノ認定ニ在リテハ大正九年陸軍文部省令、大正七年勅令第三百五十七号第一条ノ規程ニ依ル認定ニ關スル件ニ依ルヘキ筋ニ有之、専門学校入学者無試験検定ニ關スル指定ニ在リテハ手続法ノ發布セラレタルモノ無之、大体文官任用令第六条若ハ徴兵令第十三条第一項第二号ノ認定ヲ受ケタル学校又ハ之ト同等ノ程度ノ学校ニ就キ其ノ課程ヲ考慮シ指定セラルコト被存候条御了知相成度

¹¹ 「公立私立学校認定ニ關スル規則」の運用に関しては、森川治人「〔徴兵令〕および〔文官任用令〕による中等実業学校学科課程の形成—明治期商業学校カリキュラムの研究—」(『名古屋大学教育学部紀要教育学科』第44巻第1号、1997年)を参照。

¹² 久木幸男「訓令12号の思想と現実(3)」(『横浜国立大学教育紀要』第16集、1976年)。

¹³ 米田俊彦「専門学校無試験検定の指定校」(近代日本教育史料研究会『瓦版』第25号、1988年10月)。

右通牒ス

追テ孰レノ学校ニ於テモ國民道徳ノ養成ニ力ヘキハ勿論ノ所、殊ニ此種ノ學校ニ於テハ一層之ニ力ヲ竭スノミナラス、生徒ヲシテ國語ノ使用ニ練達セシムヲ要スル次第付御留意相成度此段申添候

総務長官の回答を要約するならば、専檢の無試験検定に関する手続法が定められていない以上、文官任用令第六条——1913年の改正で第三条から第六条に繰り下された——にかかる「公立私立学校認定ニ關スル規則」、または徵兵令上の「特典」にかかる陸軍・文部省令を援用して判断すべきである、ということになる¹⁴。その上で、「國民道徳」「國語」の重要性に言及した追って書きでは、長老教中学校を指定または認定することに対して慎重であるべきことを示唆している。実際、長老教中学校は第二次台灣教育令下において私立各種学校として位置づけられ、学校名称に関しても「中学校」という用語を避けて台南長老教中学と改称することになった。

それにしても、専檢の無試験検定に関する手續法が定められていなかったとはどうのことか。ここでその意味を確認しておかねばならない。日本内地では、1903年に制定された専門学校入学者検定規程は、1924年10月11日に改正された。この改正により、無試験検定に関する条文は第八条から第十一条に改められ、「無試験検定ヲ受クルコトヲ得ル者ハ文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ關シ中学校若ハ修業年限四年ノ高等女学校卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者ニ限ル」と規定した。ここで重要なことは、同年12月6日に「専門学校入学者検定規程第十一条ニ依ル指定ニ關スル規則」として無試験検定の対象を指定するための手續法を定めたことである。朝鮮でも同様に、専門学校入学者検定規程（1925年4月20日、府令第49号）、および「専門学校入学者検定規程第十一条ニ依ル指定ニ關スル規程」（1928年5月21日、府令第26号）を定めた。

台湾でも、總督府は1925年8月25日に専門学校入学者検定規程（府令第52号）を定めた。その内容は文部省令として定められた規程を台湾の状況にあうべく修正したものであり、第十一条についても文部省令中の「文部大臣ニ於テ」とあるところを「文部大臣又ハ台灣總督ニ於テ」と変更しただけで踏襲している。したがって、台湾の私立各種学校も、内地や朝鮮の私立各種学校と同様、無試験検定による指定校となりうるはずだった。官立学校に関しては、内地の教育制度との接続関係を保つために1903年の時点で國語学校中学校部が文部大臣によって無試験検定の指定を受けていることも確認できる。しかし、私立各種学校について、無試験検定の指定が行われた形跡は見られない。そればかりでなく、各種学校について、無試験検定の対象を指定するための手続きを定めた法令も見あたらない。すなわち、「専門学校入学者無試験検定ニ關スル規則ニ在リテハ手續法ノ發布セラレタルモノ無之」という状態が1925年以降も継続していたと考えられる。この手續法が存在しないということを証明するのは困難であり、単に資料が見つからないという可能性も残されているが、意図的に規程の整備が棚上げされた可能性が大きいと考えられる。

¹⁴ なお、「公立私立学校認定ニ關スル規則」は、制定当時は徵兵令と文官任用令の「特典」の双方にかかる手續を定めたものだったが、1920年の改正によりもっぱら文官任用令上の「特典」にかかるものとなった。

手續法の公布が棚上げされたと考えるひとつの根拠は、台南長老教中学教員である王金帶が校友会雑誌に掲載した文章である。「私學振興」と題する文章で、王は、中等学校への入学難の状況を数字を挙げて説明しながら「此の目下の急務の入学難緩和の為に、民間の協力を多として之を奨励し、其の新設と拡充に要する凡ての条件を容易にし、法規の解釈を寛大にし、資金調達にも高等専門学校の入学資格の獲得にも適当の指導と助言を与へて速かに目的を達成せしむる事を要求する」と論じている。そして、認定に必要な条件として「資金調達」「財團法人の設立」を挙げた上で、次のように述べている¹⁵。

公立私立学校認定規則第二条等に拠れば

其ノ管理維持ノ方法ニシテ所定ノ学科ヲ教授スルニ足ルベキ相当ノ教員（専任教員ノ三分ノ一、免状ヲ有スル者二分ノ一以上ヲ要ス）及設備ヲ備へ…其ノ学科程度、入学規則、編制及び設備等中学校ノ規定ニ準ズルモノハ中学校ト同等以上トシテ文部大臣ノ認定ヲ得クルコトヲ得

る事になつて居ります。【中略】

官庁の取られる方針が已に斯くの通りであります。然らば資格認定を得る為には如何なる態度をとるべきかと云ふ問題も明瞭であります。叙上の順席は業に已に私共の学校では履んで来て居ります。単級学校としては、維持問題も免状問題も学力問題等も最早問題ではありません。剩余の問題は宗教の問題であるやうであります。之を有体に言へば神社の正式参拝の問題であります。文政当局の取扱はどうしても神社参拝は宗教ではないと云ふ取扱であります。この問題を突破しなければ万の方策も骨抜けと云ふ形であります。

王金帶の主張を要約すれば、財團法人の設立や「公立私立学校認定ニ關スル規則」の定める有資格教員の割合などに関しては、台南長老教中学はすでに認定に必要な基準を満たしている、それにもかかわらず認定されないのは神社参拝問題のためである、ということになる。神社参拝問題が重要な意味を持つことは言うまでもないが、ここで着目したいことは、王金帶が高等学校や専門学校への入学資格を問題としながら、専檢ではなく「公立私立学校認定ニ關スル規則」に言及していることである。これに対応して、「指定」ではなく「認定」という表現を用いていることも注目される。長老教中学関係者にとって焦眉の課題は、文官任用資格上の「特典」よりも上級学校への入学資格だったはずである。それにもかかわらず「公立私立学校認定ニ關スル規則」をとりあげているのはなぜなのか。第二次台灣教育令制定当時の総務長官の見解、すなわち専檢の無試験検定に関する手續法がない以上文官任用令上の「特典」付与にかかる基準を援用する、という見解が学校関係者に内示されていたためではないか、と推定できる。

總督府が専檢無試験検定に関する手續法を棚上げする状況の下で、台南長老教中学は「常ニ動搖不安ノ状態」に置かれていた。後述のように1939年6月になって教育理念と学校的管理運営体制の大幅な「改革」を経た上で私立長榮中学校として認定されるのが、認定前後の変化はその意味の大きさを端的に示している。

¹⁵ 王金帶「私學振興」『輔仁』第6号（1929年）22頁。

表1 台南長老教中学（長榮中学校）学年別在籍生徒数（単位：人）

	予科	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	合計
1936年度	58	128	117	71	26	8	408
1942年度	—	176	173	176	181	143	849

出典：『財団法人私立台南長老教中学要覧（昭和十一年四月現在）』

『私立長榮中学校一覧表 昭和十七年十月現在』

表2 台南長老教中学（長榮中学校）各年度入学志願者数と入学許可者数（単位：人）

	入学志願者	入学許可者 (本科)	入学許可者 (予科)
1932年度	201	120	54
1933年度	242	120	60
1934年度	254	120	56
1935年度	328	137	71
1936年度	392	137	62
1937年度	361	145	55
1938年度	600	120	73
1939年度	480	135	—
1940年度	1070	187	—
1941年度	1048	168	—

出典：『財団法人私立台南長老教中学要覧（昭和十一年四月現在）』

『私立長榮中学校一覧表 昭和十七年十月現在』

表1からわることは、学年が上がるにしたがって、生徒数が大幅に減少していることである。これは、同校を卒業しても上級学校に進学できないために、中途で退学した生徒が数多くいることを示している。第5学年まで残る生徒は、神学校に進学することを目指す者などごく少数であった。

表2からわることは、私立中学校として認定された1940年度以降、入学志願者が大幅に増加していることである。1938年度にいたん増加して39年度に減少しているのは、38年1月に「私立中学校高等女学校設立認可標準」が制定されて「認定が近い」という噂が流布したにもかかわらず、38年度中に認定が行われなかつたためであると思われる。

表1・表2から明らかなように、上級学校への入学資格は志願者の動向を大きく左右した。ここで問うべきことは、認定以前に中途退学する学生が多かったことや志願者数が増加しなかつた要因ではなく、むしろ認定がない状況でも200名以上の志願者を確保できた要因であろう。ひとつの要因は、抗日運動のリーダーである蔡培火が長老教中学の後援会に名を連ねたことにも象徴されるように、抗日運動関係者から一定の支持を受けたことであろう。もう一つの消極的な要因は、総督府が公立中等学校の設置に消極的であり、学校数が絶対的に不足していたことであろう。そのために、公立中学校への転学や、日本内地への留学までの腰掛けとして、入学を志願する者が輩出され続けたと考えられる。

表3 内地および台湾における中学校・高等女学校の学校数・生徒数(1935年度)

	学齢児童 数(A)	学校数		生徒数			学齢児童に 対する生徒 数の割合 (B/A)	
		公立	私立	公立	私立	合計(B)		
内地	男	6,628,102	437	118	280,155	59,464	339,619	5.12%
	女	6,447,077	573	219	271,336	104,462	375,798	5.83%
台湾	男内地人	25,406	10	0	3,404	0	3,404	13.40%
	男本島人	510,344			2,355	0	2,355	0.46%
台湾	計	535,750	10	0	5,759	0	5,759	1.07%
	女内地人	23,884	13	0	4,137	0	4,137	17.32%
	女本島人	481,225			1,549	0	1,549	0.32%
	計	505,109	13	0	5,686	0	5,686	1.18%

出典：文部省総務局調査課『大日本帝国文部省第六十三年報』(1939年)および台湾総督府文教局『昭和十一年度台湾総督府學事第三十四年報』(1938年)。

- 注 1)官立学校、実科高等女学校を除く。高等女学校の生徒数は、本科のみを対象。
 2)内地に関しては、「外国人」の生徒を除く。
 3)台湾に関しては、「外国人」「高砂族」の生徒を除く。

1920年代後半から30年代にかけて、内地でも中等学校入学難が大きな社会問題になっていた。しかし、その内実は、学校間格差が激しい状況の下で、人気のある中等学校への進学は困難というものだった。これに対して、台湾では学校の絶対数が不足していた。

表3は、1935年度を例にとって内地および台湾における中学校・高等女学校の学校数、生徒数を示したものである。私立各種学校は除外してあるので、台湾における私立学校数は0となる。入学者の割合を見るためには、右端の列は学齢児童（満6歳から満14歳）に対する生徒数の割合を示している。入学難の度合いを比較するためには厳密には13歳人口の中で新規入学者の割合を算出すべきだろうが、内地と台湾の状況の相違についてはこの表からも読み取ることができる。

表3からわることは、内地に比べて台湾人の入学難がはるかに深刻な状況だったことである。入試において台湾人よりも圧倒的に有利な立場にある在台内地人の場合、中学校・高等女学校生徒数の割合は内地の3倍近くとなっているが、台湾人の場合は内地の10分の1以下に止まっている。そこには明確な差異がある。

先に引用した王金帶の論説では、こうした状況を捉えて次のように論じている¹⁶。

社会の進化は遂に中流以上の指定に普通教育以上を要求して止まぬのであります。公立学校がこの需要を充すべく余りに収容力が貧弱なるのみならず、私立学校も数量に於て実質に於て心細い現状であります。[中略]只今内地の中等教育の普及状態は本島のそれと比較して同日の論では無いであります。夜間中学を許して大衆まで教育権が均潤をしてゐるのであります。本島とは雲泥霄壤も啻ならぬ徑庭であります。

¹⁶ 前掲王金帶「私学振興」。

内地では 1930 年代になると夜間中学も次々と専修による無試験検定の指定を受けることになった。そのことによって、台湾との格差はさらに大きくなつた。総督府にしてみれば、中等学校卒の台湾人を増やしてもそれに見合つた社会的地位を用意できない以上、中等学校の増設は台湾人の不満を募らせるだけという思惑があったと思われる。しかし、学校数の不足のために、台南長老教中学のような学校にも志願者が絶えない事態が生じていた。こうしたジレンマに満ちた状況の中で、総督府は私立学校を体制内に取り込む方策を模索することになるのである。

3-1. 私立各種学校の状況——学校種別による分類——

次に、1937 年度の時点を例にとって私立学校の状況を概観しておくことにする。表 5-1 (125 頁)、表 5-2 (130 頁)、表 5-3 (133 頁) に掲げたのは、『昭和十二年度台湾総督府学事第三十六年報』(1940 年) の「各種学校」に記載された学校である。このほかに私立台北神学校と私立長老教台南神学校も掲載されているが、これらは専門学校程度の学校なので除いてある。参考資料は表 5-3 の「資料」の列にまとめて示した。「府報 2799」は『府報』第 2799 号、「台文 2260-28」は台湾総督府文書の簿冊番号 2260 文書番号 28 を示している。空欄の学校に関しては、台湾教育会編『台湾教育沿革誌』を参照した。

表 5-1 の「種別」は、『府報』や総督府文書に記されたものではない。法制上はすべて私立各種学校と位置づけられていたためだろうか、総督府による資料には種別が記されていない。そこで、『大阪毎日 台湾版』(1938 年 1 月 14 日付) に掲載された次のような記事を参考にしながら、一定の修正を施して学校種別の分類を行った。

台湾には大正十一年に私立学校規則が制定されてゐるが、同規則には今日まで認可標準の制定なく台湾総督の認可を得るにいたつてゐないので台湾における私立各種学校の卒業者は官公立の諸学校に比しその資格は一段と低下的地位にあり、卒業者は文官任用資格はおろか上級学校入学試験の資格も与へられぬといふ惨めさである。[中略] 今時の認可制採用は単に中等学校入学難緩和、私立学校卒業者福音のみならず從来無方針に近いとされてゐた総督府の私立学校に対する方針が確立され、今後私立学校自体としても積極的にその施設改善に邁進するものとみられる。なほ現在本島における私立学校は左の廿五校であるが、総督の認可を経るまでに相当の時日を要するとともにこのうち幾校がその栄誉を獲得するか頗る興味深いものがある。

▲中学校に類するもの（四校）台北中学、国民中学、淡水中学、台南長老教中学校

▲高等女学校に類するもの（三校）静修女学校、淡水女学校、台南長老教女学校

▲実科女学校に類するもの（三校）台北女子高等女学院、愛國高等技芸学校、吉見裁縫学園

▲実業学校に類するもの（二校）台湾商工学校、台湾商業学院

▲簡易な高等普通教育をなすものの（六校）成淵学校、基隆夜学校、宜蘭夜学校、苗栗中学園、台中中学会、花蓮港中学会

▲実業補習学校（四校）豊原商業補習学校、台中工芸伝習所、台中商業專修学校、基隆商業專修学校

表 5-1 私立各種学校の学校種別と沿革（1937 年度）

種別	学校名称	創立年月日 〈設立者〉	改組・改称 〈設立者〉	認定 〈設立者〉
中学校に類するもの	私立台南長老教中学	1885 年 長老教中学校開校 〈英國長老教會〉	1912 年 1 月 1 日 私立台南長老教中学校と改称 1922 年 11 月 6 日 私立台南長老教中学校設立認可 〈エドワード・バンド、林茂生〉	1939 年 6 月 21 日 私立長榮中学校設立認可 〈財團法人私立長榮中学校 理事長：上奥二郎（日本基督教會牧師）〉
	私立淡水中学	1914 年 3 月 9 日 私立淡水中学校設立認可 〈ジョージ・ウイリアム・マカイ〉	1922 年 10 月 27 日 私立淡水中学校設立認可 〈ケン・ネス・ウキリム・ダーキ〉	1938 年 4 月 11 日 私立淡水中学校設立認可 〈財團法人私立淡水中学及私立淡水女學院維持財團 理事長：廖田儀治郎（台北州知事）〉
	私立台北中学	1916 年 1 月 14 日 私立台灣佛教中学校設立認可 〈大石堅童〉	1922 年 11 月 1 日 私立曹洞宗台灣中学校設立認可 〈伊藤俊道（曹洞宗台灣布教總監）〉	1938 年 5 月 21 日 私立台北中学校設立認可 〈財團法人私立台北中学校維持財團 理事長：高田良三〉
	私立台北国民中学	1935 年 4 月 20 日 私立国民中学設立認可 〈安田勝次郎（元台北地方法院判官）、鈴木重嶽（元台北警便局長）〉	1938 年 12 月 12 日 財團法人私立国民中学維持財團設立認可 1935 年 3 月 26 日 私立台北中学校に改称	1939 年 6 月 9 日 私立国民中学校設立認可 〈財團法人私立国民中学校維持財團 理事長：石井龍齋（台北市尹）〉
実業学校に類するもの	私立台灣商工學校	1917 年 3 月 21 日 東洋協金台灣支部附属私立台灣商工學校設立認可 〈下村宏（民政長官）〉	1922 年 10 月 27 日 財團法人私立台灣商工學校設立認可 〈財團法人私立台灣商工學校 理事：賀來佐賀太郎（總務長官）外 4 名〉	1939 年 6 月 21 日 財團法人私立開南商業學校・私立開南工業學校設立認可 〈財團法人私立開南商業學校及私立開南工業學校維持財團 理事長：森岡二朗（總務長官）〉
	私立台灣商業學院	1918 年 10 月 30 日 私立台南學堂設立認可	1922 年 11 月 25 日 私立台南學堂設立認可 〈世良義成（淨土宗台南布教所主任）〉	1924 年 9 月 15 日 私立台灣商業學院に改称
簡易な高等普通教育をなすもの	私立基隆商業專修學校	1911 年 6 月 3 日 基隆夜學校設立認可 〈石坂莊作（元台灣日日新聞社會社主任）〉	1922 年 10 月 30 日 私立基隆夜學校設立認可 1937 年 4 月 1 日 基隆商業專修學校に改称	
	私立成淵學校	1908 年 3 月 24 日 私立成淵學校設立認可 〈高橋辰次郎（土木局長心得・工事部長）〉	1922 年 11 月 5 日 私立成淵學校設立認可 〈賀來佐賀太郎（總務長官）〉	
	私立苗栗中學園	1921 年 9 月 1 日 私立苗栗中學園開校 〈本願寺〉	1922 年 9 月 19 日 私立苗栗中學園設立認可 〈鶯見制意（本願寺開教使）〉	
	私立台中中学会	1922 年 11 月 1 日 私立台中中学会設立認可 〈川中子安治郎（台中市尹）〉		
	私立宜蘭夜學校	1924 年 10 月 21 日 私立宜蘭夜學校開校 〈佐藤德治（弁護士）〉		
	私立花蓮港中学会	1927 年 4 月 16 日 私立花蓮港中学会開校 〈佐野博太郎〉		
高等女学校に類するもの	私立淡水女学院	1884 年 淡水婦女学堂開校 〈カナダ長老教會〉	1916 年 8 月 16 日 淡水高等女学校に改称 1922 年 11 月 4 日 私立淡水女学院設立認可 〈マーベル・シ・クレーラー〉	1938 年 4 月 11 日 私立淡水高等女学校設立認可 〈財團法人私立淡水中学及私立淡水女学院維持財團 理事長：藤田儀治郎（台北州知事）〉
	私立台南長老教女学校	1887 年 長老教女学校開校 〈英國長老教會〉	1922 年 11 月 24 日 私立台南長老教女学校設立認可 〈ゼニー・ロイド〉	1939 年 6 月 21 日 財團法人私立長榮高等女学校設立認可 〈財團法人私立長榮高等女学校〉
	私立靜修女学校	1916 年 12 月 15 日 私立靜修女学校設立認可 〈ケレメンテ・フェルナンデス〉	1922 年 11 月 8 日 私立靜修女学校設立認可 〈財團法人台灣教區天主公教會〉	
実科高女に類するもの	私立台北女子高等學院	1931 年 2 月 17 日 私立台北女子高等學院開校（台灣教育會）		
	私立吉見裁縫學園	1930 年 4 月 私立吉見裁縫學園開校（吉見まつよ）		
	私立台南家政女学校	1929 年 4 月 17 日 私立台南家政裁縫講習所設立認可		
	私立基隆技芸女学校	1936 年 8 月 1 日 基隆技芸女学校開校 〈石坂莊作〉		

- ▲実業補習学校に類するもの（一校）台南家政女学院
- ▲宗教教育をなすもの（二校）台北神学校、台南長老教神学校

この記事に挙げられた私立学校の一覧と、『学事年報』（1937年度）の「各種学校」の項に記載された私立学校の一覧を比較すると、下記のような違いのあることに気づく。

- ・記事の中で「実科女学校に類するもの」に分類された愛国高等技芸学校（正確な名称は愛国高等技芸女学校）は、『学事年報』に掲載されていない。前年度の『学事年報』には掲載されているので、37年度中に廃校になった可能性もある。しかし、現段階では確認できていない。
- ・記事の中で「実業補習学校」に分類された豊原商業補習学校、台中工芸伝習所（1936年に台中工芸専修学校と改称していたのでこの名称は誤り）、台中商業専修学校の三校も、『学事年報』には掲載されていない。『学事年報』で私立実業補習学校に関しては「各種学校」とは別の項で扱っているので、除外されたと考えられる。
- ・記事の中で「実業補習学校」に分類された基隆商業専修学校は、「簡易な高等普通教育をなすもの」に分類されている基隆夜学校の後身なので、両者を併記する記載は誤りである。表5-1では基隆夜学校を削除し、基隆商業専修学校を「簡易な高等普通教育をなすもの」に分類した（なお、「簡易な高等普通教育をなすもの」に分類したもののは、内地における夜間中学と同様に、夜間の授業を本体とするものである）。
- ・『学事年報』に掲載されているにもかかわらず記事から洩れているものとして、基隆技芸女学校がある。これを補って「実科女学校に類するもの」に加えた。
- ・台南家政女学院を「実業補習学校に類するもの」として分類する根拠が不明である。裁縫講習所として創立されたという沿革も考慮して、「実科女学校に類するもの」に分類した。

以上のように、この新聞記事には不正確な部分があるので、表5-1では、必要な修正を加え、私立学校を学校種別ごとに分類した。その上で、各学校種別の中で設立年代順に配列した。設立者の肩書きに関しては『台湾総督府職員録』等で情報を補った。

「認定」という列には、「私立中学校高等女学校設立認可標準」に基づく認定にかかる事項を記した。表作成にあたって資料として用いたものはほとんど41年以前に作成されているので記載漏れの可能性もある。しかし、台湾総督府文教局『昭和十八年度　台湾学事一覧』（1944年）によって43年度の時点でも認定をめぐる状況に変化がないことを確認できるので、記載漏れがあるとすれば44年度以降に限定される。

3-2. 私立各種学校の状況——設立者による分類——

次に、私立学校を設立者の性格によって分類すると、キリスト教系または仏教系の宗教学校、総督府の高官等が設立者として名前を連ねている点で「準官立」とも呼ぶべき学校、日本人民間にによる比較的小規模な学校の4種類に分類できる。それぞれ次のようになる。

- ・キリスト教系学校
台南長老教中学・台南長老教女学校（英國長老教会）、淡水中学・淡水女学院（カナダ長老教会）、静修女学校（天主教）
- ・仏教系学校
台北中学（曹洞宗）、台灣商業學院（浄土宗）、苗栗中学園・台南家政女学院（淨土真宗本願寺派）
- ・「準官立」学校
台北国民中学、台灣商工学校、成淵学校、台中中学会、台北女子高等学院
- ・日本人民間にによる学校
基隆商業専修学校、基隆技芸女学校、宜蘭夜学校、花蓮港中学会、吉見裁縫學園

まず宗教系の学校について学科課程上の特質を確認しておくこととする。

キリスト教系学校に関しては、台南長老教中学では「聖書」という学科目を設置しているのに対して、台南長老教女学校、淡水中学・女学院では「聖書」という学科目は設けず、「修身」の内容として「聖書・道徳ノ要領」と記している。天主教（カトリック）系の静修女学校では、「修身」の内容も「教育ニ關スル勅語・道徳要領・作法」というように記しており、聖書への言及はない。カトリックでは聖書を読むことよりも礼拝への参加を重視するためとも考えられる。

仏教系の学校に関しては、もともと僧侶養成を目指していた台北中学および台灣商業学院と、当初から普通教育の機関として設置された苗栗中学園、台南家政女学院に分類することができる。

台北中学の1922年当時の名称は曹洞宗台灣中學校林、学科課程に週3時間の「仏學」を置いていた。第二次台灣教育令制定当時の設置認可申請文書では、「僧侶齊友ノ教育ノミヲ目的トシテハ入学者余リニ僅少ニシテ学校ノ發展ヲ期スル上ニ於テ都合宜シカラズ。依テ僧侶齊友ヲ教育スルト同時ニ一般子弟ニ對シテ仏教の精神ヲ植付ケンガ為メ今回私立学校令制定ヲ幸ヒ一般子弟ニ對シテハ高等普通教育ヲ施スト共ニ仏教の智識ヲ与ヘン」ことを目的するにいたったと記している（台文3417-9）。同校は、この後、次第に普通教育を中心とした体制にソフトしていくことになる。

台灣商業學院の1922年当時の名称は台南學堂、佛教部と商業部をおき、佛教部では一般的な学科目に加えて「宗乘」「餘乘」「伝道法」「法式行儀」など設け、布教伝道者養成を目的としたカリキュラムを構成している。しかし、24年に台灣商業學院と名称を変更していることから考えて、この時点で佛教部は廃止して商業部だけを残したと推定できる。

苗栗中学園については、学科内容に佛教色は見られないが、「宗祖報恩講」「釈尊降誕会」などを休業日としていることが特徴的である。設立の経緯について、驚見制意（本願寺開教使）は、本堂新築のための資金集めがきっかけだったと語りながら「殖民地殊に内地人の貧弱なる当地、本願寺として是非其の将来を有らしむるには、何等かの方法に於て、先づ本島人間に存立の意義を理解せしむるは當面の問題たるを思ひ、去る五月末、夜間中學開設に決心」したと報告している¹⁷。

¹⁷ 真宗本派本願寺台湾別院『真宗本派本願寺台湾開教史』（1935年）490頁。

台南家政女学院の前身は台南家政裁縫講習所。創設時の設立者は芝原玄超（台湾開教総長事務取扱）、院長は王兆麟という台湾人僧侶であった。『台南州名士錄』（1931年）によれば、王兆麟は総督府医学校を卒業後医療に従事、20年に真宗本願寺派の宗門に帰依し、龍谷大学に留学、23年に本願寺布教使に任命され、26年に台南市弥陀寺の住職となった。『真宗本願寺台湾開教史』では、王兆麟による裁縫講習所設立の意図について、「宗教信念の上より女子教育を施して、将来の本島人家庭に真正の信仰を植付け、移風浄化の基を築かんとの念願を立て、尚本島人としては三ヶ年修業の実科女学校の適切（普通女学校は年限長きに過ぐ）なるを痛感したのであつた」と記している¹⁸。32年に台南家政女学院に改称、ただし、改称以後も36年の新校舎竣工以前は「校舎」として「弥陀寺の建物全部並に境内附属地」を用いていた。そのことからも、学院の経営は実質的に王兆麟が主宰する事業であったと考えられる。

次に、「準官立」とした学校の内で、台中中学会に関しては設立者川中子安治郎が当時の台中市尹、台北女子高等学院に関しては設立者が台湾教育会という官製の団体であるという以上のこととは、ほとんどわかっていない。日本人民間にによる学校として分類したものについても同様である。したがって、この分類は暫定的なものである。他方、台北国民中学、台湾商工学校、成淵学校に関しては比較的詳細な資料が残されている。35年に設立された台北国民中学に関してはのちにあらためて考察することとして、台湾商工学校と成淵学校についてその概要を確認しておこう。

台湾商工学校の正式名称は「東洋協会台湾支部附属私立台湾商工学校」、創立当時の設立者は下村宏である。東洋協会は1898年に台湾協会として設立、1900年に台湾協会学校（現在の拓殖大学）を創立、07年に東洋協会と会名変更をしている。下村宏は1915年4月から台湾総督府民政長官、19年8月には総督府官制改正により総務長官となり、21年7月まで在任した。台湾商工学校が創設された1917年当時下村は現役の民政長官だったわけだが、東洋協会台湾支部長として設立者となっている。

創設当時の学則によれば、「本校ハ内地人及本島人男子ニ簡易ナル商工業ノ智識技能ヲ授ケ主シテ台湾、南支那及南洋ニ於テ商工業ニ從事セントスル者ニ適応ノ資質ヲ得シムルヲ以テ目的トス」とされる（台文2661-11）。大正期の「南進」ブームが設立の背景に存在したと考えられる。商科と工科ともに修業年限は3年、学科目に「台灣語又ハ支那語又ハ馬來語又ハ西班牙語」が含まれていることが特徴的である。

第二次台湾教育令の制定に伴って提出された設置認可文書では、学校名称は「財團法人私立台湾商工学校」となっている。財團法人の理事は、賀来佐賀太郎、喜多孝治、野呂寧、北村吉之助、池田常吉。賀来は下村の後継者として総務長官に就任した人物、22年当時喜多は殖産局長、野呂は内務局地理課長である。池田は台湾銀行本店支配人などを歴任した人物、北村は現段階では不詳である。「財團法人台湾商工学校寄附行為」では、「理事中二名ハ社團法人東洋協会台湾支部長支部副長ヲ以テ之ニ充テ…」（台文3418-1）とされているので「東洋協会台湾支部附属」という性格が失われたわけではない。ただし、台湾支部長には総務長官が就任することになっている上で、後述のように、同校は総督府から毎年度多額の補助金を交付されてもおり、やはり「準官立」と性格づけることができる。

¹⁸ 前掲『真宗本願寺台湾開教史』204頁。

成淵学校は、1908年に設立された。創立時の設置認可関係の文書は確認できていない。1912年に提出された学則変更に関する書類では、設立者は高橋辰次郎となっている。高橋は当時の総督府の工事部長・土木局長心得だった。第二次台湾教育令制定に伴う設置認可申請文書では、学則で「本校ハ在台北諸官衙、会社、商店等ニ勤務シ昼間就学ノ余暇ナキ子弟ニ対シテ夜間高等普通教育ヲ施スヲ以テ目的トス」と規定している（台文3418-10）。設立者は賀来佐賀太郎。上述のように賀来は当時の総務長官だったので、12年当時よりも設立者の格が上がっていることがわかる。ただし、1938年に提出された補助金認可申請文書でも、設立者は賀来佐賀太郎となっている。38年当時賀来はすでに総督府の官職を辞し、熱帶産業株式会社社長に天下りしていたので、職責によって設立者に名前を連ねていたわけではないと考えられる。その点では、「準官立」とはいっても、台湾商工学校に比すれば「私立」としての性格が強かったとも考えられる。

なお、成淵学校は、小学校・公学校4年修了程度を対象とする予科、6年修了程度を対象とする本科のほかに、本科卒業生を対象として別科を設けていた。「本科ハ中学程度ノ普通学科ヲ課シ、別科ハ文官普通試験受験者ニ必須学科ヲ課ス」（台文10889-4）という学則からも明らかのように、別科は文官普通試験受験者を対象とする課程であり、学科目として「憲法」「民法」「刑法」「行政法」「經濟」を置いている。別科の学生は20名程度と少數であり、実際に文官普通試験に合格して官吏として採用された人物はさらに少數だったと思われる。しかし、勤労学生に対して下級官吏になる道を開いておくことは、社会的な上昇願望を受けとめる装置として必要としたのだと思われる。

3-3. 私立学校の学校規模と財政状況

表5-2は、1937年度版の総督府の『学事年報』に基づいて、修業年限・生徒数など学校の規模に関する統計と、経常費収入を記したものである。ただし、「修業年限」の項目に関しては、『学事年報』に記載がないために台湾総督府文書中の関係資料を参照して37年度の時点での年限を記した（空欄の学校は修業年限が不詳であることを意味する）。

「中学校に類するもの」に分類した学校の中で、公立の中学校と同様に5年という修業年限を設けているのは、台南長老教中学と淡水中学だけであることがわかる。台北中学は、1938年度まで修業年限は4年であり、39年度になって第5学年を設置している。35年に設置された国民中学の場合、37年度は第3学年、38年度は第4学年までであり、やはり1939年度になってようやく第5学年を設置している。「高等女学校に類するもの」は高等女学校の標準にしたがって4年となっているが、その中で、静修女学校の家政科だけは3年となっている。

生徒数に関しては、静修女学校高等女学科と基隆技芸女学校を例外とすれば、台湾人の生徒だけを対象としているか、あるいは、台湾人の生徒の方が多いことがわかる。結じて、私立学校は在台日本人よりも台湾人を主な対象としたものであったと言ってよいだろう。その中でも、台南長老教中学は400人近い生徒数を擁しながら台湾人のみを対象としている点で特徴的である。他方、日本人民間にによる学校は、基隆商業専修学校・基隆技芸女学校を別とすればすべて生徒数は100人以下であり、相対的に小規模な学校であることがわかる。

表5-2 私立各種学校の学校規模と経常費収入(1937年度)

学校名称	修業年限・学級数・生徒数					経常費収入											
	課程	年 級	生徒数			前年 度越 金	授業料	入学受 験料及 入学金	補助金	寄付金	基本財 産収入	寄宿舎 収入	物品 払代	其の他	計		
			内地 人男	本島 人男	内地 人女	本島 人女											
私立台南長老教中学	予科	1	1	0	55	55	0	20,210	0	4,990	3,802	10,173	600	3,153	42,928		
	本科	5	8	0	386												
私立淡水中学	本科	5	7	3	263	266	1,926	17,370	813	20,500	0	0	5,118	0	400	46,127	
	本科	4	6	9	328												
私立台北国民中学	本科	3	6	133	181	314	237	17,680	1,209	1,000	0	0	0	136	20,262		
	商科	3	6	133	268												
私立台湾商工学校	工科	3	9	104	113	401	5,949	25,107	5,439	16,790	0	0	2,835	0	1,279	57,399	
	本科	3	8	18	458												
私立台湾商業学院	専修科	1	1	0	14	476	0	24,000	250	1,920	0	0	1,950	0	0	28,120	
	本科	3	3	22	143												
私立基隆商業専修学校	予科	2	3	32	169	14	165	0	2,195	103	1,500	0	363	0	0	8,542	
	本科	3	6	57	194												
私立成淵学校	別科	1	1	2	18	201	20	525	6,464	618	2,940	0	0	0	881	11,428	
	本科	2	2	0	22												
私立苗栗中学校	本科	3	5	9	207	216	60	0	39	290	0	0	0	0	389		
	本科	2	0	38	11												
私立宜蘭夜学校	本科	2	0	7	11	38	14	0	0	50	0	0	0	0	580	644	
	本科	2	2	7	11												
私立淡水中学	本科	4	6	191	195	4	558	7,440	270	5,500	0	0	2,344	0	582	16,694	
	本科	4	5														
私立台南長老教女学校	高等女 学科	4	8	335	188	523	0	34,752	1,629	750	0	0	1,896	0	793	39,820	
	家政科	3	3														
私立台北女子高等学校	本科	2	14	45	765	2	4,802	150	20,250	0	0	360	0	197	26,524		
	研究科	1															
私立吉見裁縫学校			7	42	53	95	0	5,052	200	0	18,657	0	0	0	0	23,909	
私立台南家政女学校			3	5	14	209	223	0	6,988	0	1,300	1,572	0	2,996	0	15,095	27,951
私立基隆技芸女学校	本科	3	3	100	56	156	279	4,255	87	2,130	0	0	0	0	1,921	8,672	
	研究科	1	-1														
	自由科	1	1	9	6	15											

次に「経常費収入」の構成について検討しよう。各学校ともに「授業料」の占める割合が当然高い。試みに「授業料」と「入学受験料及入学金」の合計が経常費収入の中で占める割合を算出してみると3割から6割程度となる学校が多い。その中で、台北国民中学、台湾商業学院、静修女学校では8割以上にのぼる一方、台南長老教女学校、台南家政女学校、生徒数100人以下的小規模な学校では3割以下という差異がある。

台南長老教女学校に関しては、「寄宿舎収入」の占める割合の大きさが「授業料」の割合の相対的な低さに帰結している。どちらも生徒が負担する項目なので、実質的には大きな違いはない。ただ不可解なのは、同じように英國長老教会の財政的援助を受けている長老教中学では「補助金」が0円、「寄付金」が4990円であるのに対して、長老教女学校では「補助金」が3000円、「寄付金」が60円となっていることである。後述のように、長老教女学校に対して州からの補助金がはじめて交付されるのは1939年のことである。したがって、この「補助金」は州ではなく、英國長老教会によるものと考えられる。ただし、同校の1938年度決算では「補助金」は0であり、「長老教会寄付金」2500円は「寄付金」の中に組み込まれている。英國長老教会からの援助を当初は恒常的な収入として「補助金」に組み入れていたが、次第に非恒常的な収入として「寄付金」に組み入れることを迫られたものと推測できる。

台南家政女学校に関しては「其の他」が経常費収入の半分以上を占めているために「授業料」の占める割合が小さくなっている。「其の他」は36年度にも13,421円と高額である。本山からの補助金は「補助金」に組み込まれているので、その内実がどのようなものなのか、今後検討を要する問題である。なお、台北中学についても「其の他」が経常費収入の半分以上を占めているが、36年度に関してはこのような傾向は見られない。

表5-2の中で特に重要な位置を占めるのは、「基本財産収入」である。なぜならば、総督府は認定に必要な条件として基本財産の蓄積を台南長老教中学に対して求め続けてきたからである。その額は当初は10万円だったが、のちに20万円にまで引き上げられた。1929年に開催された台南長老教中学後援会大会の記録によれば、「教員の資格は既に充実した。基金は既に五万円あまりの収入を得た。当局はなぜ我が校を指定してくれなのだろうか」という質問に対して、黄俟命という教員が「当局は二十万円無ければ薄弱だと言っている」と答えたと記されている¹⁹。また、「中等学校入学難問題」という見出しの『台湾日日新報』1936年5月20日付の記事には次のように記されている。

「私立学校認定に就ては既に台湾私立学校規則に則り認定をする事になつてゐるが、これが認定条件としては学校の教育内容に付き内地人教員の歩合、主要科目たる修身、公民等の科目を内地人教師が担任すべき事等の内規、又学校經營に就ても中学に於ては基本財産二十万円、女学に於ては十万円等相当厳重な内規が存し、これ等諸条件を兼備し認定に至るには豊富なる財源又は恒久的寄附金を得ない限り私学として相当に困難なる事情が存するを以て、この認定に対する内規的諸条件は全然撤廃せずして事情に応じて幾分か緩和的の手心を加えんとするものである」

¹⁹ 「第二回台南長老教中学後援会大会記録」『輔仁』第6号(1929年)。原文は漢文。

ここで「内規」として記された内容は基本的に後述の「私立中学校高等女学校設立認可標準」と重なっている上に、「中学に於ては基本財産二十万円」という記述も先の後援会大会の記録と一致する。したがって、この記事の記すとおり、少なくとも1936年の時点では私立中学校・高等女学校を認定するための独自の「内規」が作成されていたと考えてよいだろう。総督府は、このように「相当厳重な内規」を台南長老教中学関係者に対して提示してきたのだった。これに対して、同校の関係者は教務主任である林茂生を中心として趣意書を書き、賛同者を募り、寄付を集め、賛同者を後援会に組織した。その内実を、長榮中学校校史館に所蔵された『後援会員名簿』によって確認しておこう。

この名簿では「台南長老教中学後援会」という柱のある野紙に「氏名」「申込年月」「口数」「納期」「住所」の項目と寄付金受領印を押す欄が印刷されている。そこに手書きで申込者氏名等が書き込まれ、地域別に綴じられている。名簿に記載された名前は990名、もっとも早い申込は1924年2月、もっとも遅い申込は1930年11月である。『台湾日日新報』1934年4月22日付の記事によれば、「寄附金募集は既に昭和六年二月末日を持って結了した」とあるので、この会員名簿は賛同者をほぼ網羅したものと考えてよいだろう。

氏名からおそらく日本人と推定できる者は6名、1名を別として残り5名は長老教中学の教員である。その他の会員はすべて台湾人（女性を含む）と思われる。申込口数の上位3傑は、劉瑞山の138口、李仲義60口、林獻堂20口である。これらを別格とすれば、1口～2口が多い。劉瑞山・李仲義は教会の長老であり、「貸地業」を営む地主であった。林獻堂は改めて説明するまでもなく抗日運動の象徴的存在である。1口の金額は不詳だが、1928年12月の後援会大会で劉瑞山が6,900円の寄附を申し出ており、この額が138口で割り切れるに着目すると、1口50円であった可能性が考えられる。990人が1口寄附をすれば約5万円であるから、10万円という当初の目標との関係でも1口50円という推定は整合的である。ちなみに、週刊新聞『台湾民報』が1927年当時で1部10銭、かりにこれを今日の100円に換算すれば1口は5万円ということになる。あくまでも目安であるが、今日の金額で1口が数万円にあたることは確かであろう。

このようにして集められた後援会の基本財産は最終的に9万円近くとなった。もともと財団法人台南長老教中学の保有する基本財産と合わせれば、総督府の要求する20万に達した。他の学校がほとんど基本財産収入を持たない状況の中で、同校は突出した基本財産を備えていたと言える。もしも多額の基本財産を認定の条件とするならば、私立各種学校の中で認定の対象となるのは台南長老教中学だけということにならざるを得なかつた。しかし、総督府としては、「国民性涵養」という目的に照らして不適切とみなす学校を率先して認定するわけにはいかなかつた。かといって、形式的にでも法の下での平等という原則を守るために、従来「内規」として提示してきた条件をあからさまに反故にするわけにもいかなかつた。「緩和的の手心」が必要とされた所以である。この「緩和的の手心」の内実を構成することになるのが、公的団体による補助金だった。

表5-3は、台湾総督府文書中の州費補助に関する文書を用いて、37年度から40年度にかけて交付された補助金について、補助の主体と金額を示したものである。空欄部分は、補助金に関する情報がないことを意味する。「情報がない」ということが、単に資料を見いだせていないためなのか、それとも補助金が交付されていなかったためなのか、現段階では特定困難である。ただし、そもそも関係する簿冊が存在しない場合には横棒を付した。

表5-3 私立各種学校に対する補助金交付状況(1937-40年度)

学校名称	所在地	1937年度	1938年度	1939年度	1940年度	資料
私立台南長老教中学	台南州 台南市				—	府報2799,3619 台文2260-28, 2516-7, 3418-6, 5501-15, 5502-10, 718-25
私立淡水中学	台北州 淡水街	州20500	州9000	州7800	州12000 *高等女学校との合計額	府報2787,3393 台文2261-1, 3417-8, 10735-15, 10854-3, 10873-4
私立台北中学	台北州 台北市	州1000 曹洞宗務院3000	州1000 曹洞宗務院5000	州5000 曹洞宗務院10000	州5000 曹洞宗務院5000 *予算額	府報2796,3398 台文3417-9, 10853-1, 10873-24, 10889-5
私立台北国民中学	台北州 台北市	市1000 *予算では州費補助 6000	州12000 市3000	州6000 市5000	州6000 市10000 *予算では州費補助 10000	府報3619 台文10853-1, 10873- 16, 10872-14
私立台灣商工学校	台北州 台北市	總督府14790 州2000	總督府14790 州2000	總督府14790 州2000	總督府14790 州2000	府報2787,3619 台文2661-11, 3418-1, 10853-1, 10872-22, 10872-17
私立台灣商業学院	台南州 台南市	州500 本部360 校友会1135	州500 校友会2372	州500 校友会2500 *予算額	—	府報2844 台文3418-9, 10861-8, 10880-2
私立基隆商業專修学校	台北州 基隆市	州1000 市400 台灣教育会100	州1000 市400 台灣教育会100	州1000 市400 台灣教育会100 *予算額	—	台文10853-1, 10873- 9, 10889-3
私立成瀬学校	台北州 台北市	州2040 市600 台灣教育会300	州2040 市600 台灣教育会400	州2040 市600 台灣教育会300	州2040 市600 台灣教育会300	府報2797 台文5501-9, 5501-10, 3418-10, 10853-1, 10873-11, 10889-4
私立苗栗中学園	新竹州 苗栗街					台文3418-8
私立台中中学会	台中州 台中市		州1150 市600	州1035 市540 *予算額		府報2796 台文10857-6, 10875- 11
私立宜蘭夜学校	台北州 宜蘭街					
私立花蓮港中学会	花蓮港 街500 花蓮港街	厅500 街500 *予算額	厅500 街500 *予算額	厅500 街500 *予算額	厅500 街500 *予算額	台文10868-4, 10866- 10
私立淡水女学院	台北州 淡水街	州5500	州6000	州5200	州12000 *中学校との合計額	府報2796,3620 台文2515-16, 3418-4, 10735-15, 10854-3
私立台南長老教女学校	台南州 台南市			州3000 *予算額は3500	—	府報2828,3620 台文5501-15, 7188-25
私立静修女学校	台北州 台北市	州1000 公教会543	州1000 公教会1196	州1000 公教会700	州1000 公教会1200 *予算額	府報2799 台文2517-3, 3418-11, 10853-1, 10873-30, 10889-11
私立台北女子高等学院	台北州 台北市					
私立吉見裁縫学園	台北州 台北市					
私立台南長老教女学校	台南州 台南市	州500 *予算では州費補助 500		州500 本山助成金2000 *予算額	—	台文10880-16
私立基隆技芸女学校	台北州 基隆市	州1000 市400 基隆婦人会730	州2000 市1300 基隆婦人会800			台文10853-1

補助金の種類の中には、総督府・州・市のような公的機関によるもの、台湾教育会・基隆婦人会のように官製の団体によるもの、曹洞宗宗務院・(天主)公教会・(本派本願寺)本山など宗教団体によるものなどがあった。

補助金の額において圧倒的に多額なのは、淡水中学・女学院に対する台北州の補助金、台湾商工学校に対する総督府の補助金である。前者は、1936年8月に台北州が同校を接収し、校舎・用地などをカナダ長老教会ミッションから買収したことにもなって必要とされたものだった。台北国民中学に対する補助金も、38年度以降は台北州・台北市を合計すると10,000円を越える。台北中学に対する補助金は37年度・38年度は1,000円だったが、39年度・40年度には5,000円と大きく増加している。他方、台南長老教中学は、少なくとも39年度以前は、公的機関による補助金を受けていなかったと考えられる。そこには明白な格差があった。

4-1. 「私立中学校高等女学校設立認可標準」の制定

1938年1月18日、総督府は、「私立中学校高等女学校設立認可標準」(以下、「認可標準」と略す)を文教局長通牒として発した。

「認可標準」の制定について、『台湾日日新報』(1938年1月20日付)は、「私立中等学校の設立認可標準を定む。けふ文教局で発表。内容充実したものはどしどし認可したい島田文教局長談」という見出しで大きく報じている。ここでは長榮中学校史館所蔵の『長榮中学認可願』という簿冊に含まれる、文教局長島田昌勢発台南州知事宛「私立中学校高等女学校設立認可標準制定ニ關スル件」(1938年1月18日)の全文を翻刻することにする。この資料では前文と趣旨説明の内容も確認できるからである。なお、柱に「台南州」とある署紙3枚にタイプ印刷されており、欄外に「秘」の印が押されている。そのことから、文教局長から台南州に宛てた通牒そのものではなく、台南州作成の写しと考えられる。

昭和十三年一月十八日

文教局長 島田昌勢

台南州知事殿

文学第三六号

私立中学校高等女学校設立認可標準制定ニ關スル件

今般本島内ニ於ケル私立中学校高等女学校ノ設立ニ對シ之ガ組織内容ノ改善、充実ヲ図ルト共ニ既設ノ私立学校ニ對シテモ漸次之ガ内容ノ充実ヲ期シ将来堅実ナル私立中学校ニ對シテハ私立学校規則第二条ニ依リ公立中等学校ト同等ノ資格ヲ有スル学校トシテ認可ヲ與フル目的ヲ以テ別紙ノ通私立中学校、高等女学校設立認可標準ヲ制定致候。條将来私立中学校高等女学校ノ設立認可申請ニ當リテハ右標準ニ照ラシ十分審査ノ上書類進達相成度

認可標準制定ノ趣旨添付

右通牒ス

私立中学校高等女学校設立認可標準

- 一、私立中学校又ハ私立高等女学校ヲ設立セントスルトキハ学校教育上必要ナル校地校舎等ノ設備ヲ具フルノ外其ノ学校ヲ維持經營スルニ足ルベキ收入ヲ生ズル資産トシテ中学校ニ在リテハ十万円以上高等女学校ニ在リテハ八万円以上ノ基本財産ヲ有スル財團法人ヲ組織スルコト但シ收入ヲ生ズル基本財産ノ額ハ地方公共団体若ハ其ノ他ノ法人又ハ基礎健実ナル団体等ヨリ維持經營ニ必要ナル恒久性ヲ有スル確実ナル補助アル場合ハ此ノ限ニアラズ
 - 二、学校長ハ内地人ニシテ教育ニ關スル識見並ニ経験ヲ有シ国民教育上遺憾ナキ人物タルコト
 - 三、教員ハ専務、兼務ヲ問ハズ各總數ノ二分ノ一以上ハ内地人ヲ以テ之ニ充テ特ニ左ニ掲グル者ハ必ズ内地人職員タルベキコト
 - 1 教務主任 2 寄宿舎々務主任 3 修身科、公民科、国語漢文科、歴史地理科、体操科ノ担任主教員 4 裁縫、家事科担任教員ノ中一人以上
 - 四、学校職員ニハ公立中等学校職員ニ準ジ俸給其ノ他ノ諸給与及宿舎ヲ支給スルコト但シ支給スペキ宿舎不足ノ場合ハ宿舎料ヲ支給スルコト
 - 五、学校教育ノ内容並ニ職員ノ身分ニ關スル事項ハ之ヲ理事会ノ決議事項中ニ搜入セザルコト
 - 六、理事ノ半数以上ハ内地人ヲ以テ之ヲ充ツルコト
 - 七、理事長ニハ内地人ニシテ州知事又ハ府長ノ推薦シタル者ヲ以テ之ニ充ツルコト但シ適任者ナキトキハ州知事又ハ府長ヲ以テ之ニ充ツルモノトス
- 附 私立中等学業学校ノ設立ニ關シテハ本内規ヲ準用スルコト

私立中学校高等女学校設立認可標準制定ノ趣旨

本島ニ於ケル公立中等学校教育施設ノ現状ハ中学校十二校高等女学校十三校実業学校九校高等学校尋常科一校師範学校普通科四校ニシテ之ガ収容人員(第一学年収容定員)中学校千七百五十人高等女学校千七百人実業学校千百四十人高等学校尋常科四十一人師範学校普通科百六十人計四千七百人ナリ然ルニ近時本島文化ノ向上ニ伴ヒ島民ノ子弟ニシテ公学校ニ入学ヲ希望スル者頓ニ増加シ島内ニ於ケル初等教育ノ普及發展ハ實ニ著シキモノアリ從ツテ此等初等教育ヲ了ヘタル者ノ進ンデ更ニ中等学校ニ入学ヲ志望スル者亦激増シ昭和十二年度ニ於テハ將ニ一万九千四百人ノ多キニ達シ現在ニ於ケル島内公立中等学校ノミニテハ到底之等多数ノ志望者ヲ収容スル能ハズ即チ昭和十二年度志願者ニ對スル入学許可者數ハ僅ニ中学校二十四パーセント高等学校四十四パーセント実業学校十九パーセントニ過ギズ。然カモカカル傾向ハ益々增大ノ一途ヲ辿リツツアリスクノ如ク島内ニ於ケル中等学校入学難ノ結果ハ内地人方面ニアリテハ子弟ヲ内地ニ遊學セシムル為家族ノ別居セル者或ハ自己ノ将来ヲ放棄シテ内地帰還ノ止ムナキニ至ル者少ナカラザル者ノアルハ本島統治上將又開発上寔ニ遺憾トスル所ナリ

本島方面ニアリテハ初等教育ヲ了ヘタルノミノ子弟ヲシテ自然内地其ノ他ニ遊學セシムルノ余儀ナキニ至リ現在遠ク笈ヲ負ヒテ島外各地ノ中等学校ニ在学スル本島人

子弟ハ其ノ數約一千名ニ及ビ尚年々増加ノ傾向ヲ示セリ然モ父母ノ膝下ヲ離レテ遠ク島外各地ニ遊学セル本島人子弟ハ環境ノ変化ト父母ノ監督不充分ナル為カ動モスレバ自由放縱ノ生活ニ隨シ帰台後ニ於ケル成績概シテ良好ナラズ島民教育上真ニ憂慮スペキモノナリ

翻ツテ島内ニ於ケル私立学校ノ現状ヲ見ルニ未だ拳グベキモノ少シト雖モ大正十一年私立学校規則制定以来其ノ内容漸次改善充実セラレ最近ニ至リテハ特ニ中学校又ハ高等女学校ニ類スル学校ニシテ私立学校規則第二条ニ依リ公立中学校規則又ハ高等女学校規則ヲ準用セル学校トシテ設立ヲ認可相成様希望セル向有之就テハ此ノ際當府ニ於テモ此ノ氣運ニ応ジ将来堅実ナル私立中等学校ノ設立ヲ阻止セザルハ勿論之ガ教育内容ノ改善充実ヲ図リ一面島内中等学校入学難ノ緩和ト島民子弟ノ島外遊學ニ依ル弊害ノ除去ヲモ考慮シ之等ノ子弟ニ對シ可成島内ニ於テ本島特殊ノ事情ニ立脚セル健全ナル教育ヲ施スノ方途ヲ講ズルハ島民教化上最モ緊要ナル事項ト思料セラル 而シテ私立学校ノ指導監督ハ内地ニ於テモ相当困難ヲ伴フモノニシテ況シヤ本島ノ如ク特殊事情ト環境ノ下ニアリテハ一層其ノ感ヲ深フスルコト切ナルモノアリ故ニ之ガ設立認可ニ当リテハ單ニ設備経費等物的要素ノミニ止マラズ教育内容ニ於テモ国民教育上ノ効果ヲ十分考察シ且ツ設立者タル理事ノ選任並ニ職員組織等人的要素ニ於テモ細心ノ考慮ヲ払ヒ以テ公立学校ト同様徹底セル指導監督ノ実ヲ挙ゲ得ル様之等ニ對スル厳格ナル規準ノ下ニ認可標準ヲ確立スルノ要アルヲ認ム

この通牒は直接的には私立中学校・高等女学校の認定にかかるものだが、それにとどまらず、植民地教育全般のあり方に対する総督府の考え方もうかがえるものとなっている。

まず後段の「趣旨」の内容から検討しよう。文教局長は、中等学校の絶対数が不足していることを自ら認めた上で、そのことが在台内地人に対しては「遺憾」、台湾人に対しては「憂慮」すべき事態を生み出していると述べている。島外に留学する台湾人の存在が社会的な不安を増幅する要因となるという指摘は、1910年代の台中中学校設立当時から繰り返されてきたものであり、目新しいものではない。ここで注目すべきことは、台湾人の「憂慮」すべき傾向に先立って、まず在台内地人の「遺憾」な動向に言及していることである。

すでに論じたように、学齢人口に対する中学校・高等女学校の生徒数という点では、在台内地人は内地にいる場合よりも相対的に恵まれた状態にあった。しかし、ここで在台日本人の職業構成の特異性を考慮しなくてはならない。波形昭一の研究によれば、1920年の時点では在台日本人の職業別構成は工業が24.9%、商業が20.9%、官吏が17.9%であり、合計で3分の2近くを占めた²⁰。農業ないし第一次産業従事者が3分の2以上を占めていた台湾人および日本内地の職業構成と比較すれば、これは特異なものだった²¹。日本内地でも都市居住の官吏・商工業者は子どもたちを中等学校に進学させようとする熱意が大きいので、職業別人口での割合が3分の2を越える台湾の場合、中等教育へのアスピレーションもそれだけ高く、結果として中等教育への相対的な欠乏感も高まっていたと考えられる。

²⁰ 波形昭一「植民地台湾の官僚人事と経済官僚」波形昭一・堀越芳昭編著『近代日本の経済官僚』(日本経済評論社、2000年) 306-307頁。

²¹ 波形昭一「台湾における経済団体の形成と商業会議所問題」波形昭一編著『近代アジアの日本人経済団体』(同文館、1997年) 90頁。

右翼的な論調の顕著な『台湾経世新報』という新聞でも、「[小学校・公学校卒業生の一引用者注]三割が上級学校へ進出するものと見ても、決河氾濫の入学地獄の現出は火を賄るよりも瞭らかなる事実である」と論じている²²。『台湾経世新報』は台南長老教中学や淡水中学の排撃運動に際してもっともセンセーショナルな論調で「非国民」を養成する学校を撲滅すべきだという論陣を開いた新聞だったわけだが、皮肉なことに、中等学校への入学難克服の必要を説く点にかぎっては、台南長老教中学教員の王金帶と同じような議論を開いている。もともと上級学校への進学は、階級的利害や民族的利害というよりも個人的利害と結びつきやすいものである上に、台湾の場合は民族間の共学制を原則としていたために中等学校増設が在台日本人と台湾人の共通の利害となる状況が生み出されていたことになる。

総督府としては、在台日本人・台湾人双方の不満を冷却するために、なんらかの対応策を講じることを迫られていた。ただし、「私立学校ノ指導監督ハ内地ニ於テモ相当困難ヲ伴フモノニシテ況シヤ本島ノ如ク特殊事情ト環境ノ下ニアリテハ一層其ノ感ヲ深フスルコト切ナルモノアリ」と考えていた。「内地ニ於テモ相当困難」という表現に着目したい。すでに説明したように、1899年に文部省が訓令十二号を制定してキリスト教系の私立学校の多くを各種学校という地位に追いやながらも、一定の救済措置を設けていた。しかし、1930年代になって日本内地でも新たな状況が生じていた。配属将校を通じて学校教育への軍部の影響力が高まる中、あらためてキリスト教系学校が猜疑の視線で捉えられるようになっていた。欧米系の宣教師とのつながりが猜疑の視線を増幅させた。具体的には、学校として集団的に神社参拝を行う、「御真影」とされた天皇・皇后の写真を「奉戴」する、財団法人寄附行為の目的規定に教育勅語に関する文言を入れる、といった対応を始め始めた。周知のように、1932年には上智大学神社参拝問題、1935年には同志社神棚設置事件が起きた。明治学院でも、文部省からの圧力の下で1938年3月に寄附行為第二条「本法人ノ目的ハ基督教主義ノ教育ヲ施ス為メ」に「教育ニ關スル勅語ノ旨趣ヲ奉戴シ」という文言を付け加える改訂を行い、同年10月には天皇・皇后の写真を「奉戴」している²³。「趣旨」は、こうした内地の私立学校をめぐる状況を見据えながら、台湾の「特殊事情」も考慮するならば、「徹底セル指導監督」「厳格ナル規準」が必要と述べているわけである。

「認可標準」の内容は、この「徹底セル指導監督」「厳格ナル規準」という言葉が決して空言ではなかったことを示している。その「二」「三」「六」「七」では学校の管理運営体制にかかる人員に関して条件を示し、校長、理事長、主要教科の担当者は日本人でなくてはならない、教員および理事の半数以上は日本人でなくてはならない、と規定している。それは、換言するならば、イギリス人宣教師や台湾人が校長、理事長、主要教科の担当者となることを許さない、ということでもあった。なぜ校長や理事長が日本人でなくてはならないのか、もちろん説明していない。たとえば中等学校としての認定に中等学校教員免許状の取得者が一定の割合で必要ということが少なくとも合理的に提示しうる条件であるのとは異なり、校長も理事長も日本人にせよという条件は説明のしようがないことだった。それは、あからさまな「差別」であったと評することもできる。

²² 『台湾経世新報』第1225号(1935年1月27日付)。

²³ 学校法人明治学院編『明治学院百年史』(1977年) 367-379頁。

「一」として記された基本財産に関する規定にも、大きな問題がはらまれていた。必要な基本財産の額を中学校では10万円以上、高等女学校では8万円以上と引き下げたことはとにかくとして、「地方公共団体」などによる補助がある場合はこの限りにあらずという但し書きを付けているからである。「地方公共団体」には総督府・州・市なども含まれるのであり、当局の裁量次第によって認定を左右できることを意味した。台南長老教中学への対応を想起すれば、これは従来の政策との整合性を欠くものだった。

もっとも、総督府の内部でもこのような対応への躊躇は存在したようである。1935年2月17日、『台湾経世新報』が「市民の待望 国民中学創設 当の文教局が阻止す 資本金二十万円を集めよ」という見出しで次のように報じているからである。「入学地獄の今日此頃、台北国民中学校の出現は台北市民から正に大旱の雲霓として期待されて居た事は間違ひの無い翫望だつた」。しかし、生徒募集準備の段階で「故障」が生じた。「文教局が其の故障を入れた理由とするところは、中学を造るには認可学校とすべきである、認可学校としてならば少なくとも資本金が二十万円は必要であらう、其の準備有るや否や」ということであった²⁴。この記述を信じるならば、1935年の時点では文教局は、台南長老教中学に対して求めてきたのと同様の対応をとろうとしていたことになる。しかし、結局、「認可標準」の内容は、『台湾経世新報』の要求通り、整合性をかなぐり捨てたものとなっている。

「認可標準」がかりにもっと早い時期に公表されていたとしたら、その内容は台湾人の中で強い不信と反発を呼び起したと思われる。しかし、35年から36年にかけて淡水中学・女学院排撃運動という形で暴力的な威嚇が社会の前面に噴出していた。すでに抵抗が困難になった状況の中で「認可標準」は発効し、1938年4月11日にまず淡水学校（←淡水中学）、淡水高等女学校（←淡水女学院）が認定され、続いて、同年9月21日に台北中学校（←台北中学）、翌39年6月21日に国民中学校（←台北国民中学）、長榮中学校（←台南長老教中学）、長榮高等女学校（←台南長老教女学校）、開南商業学校・開南工業学校（←台湾商工学校）がそれぞれ設立認可されることになった。

以下、台南長老教中学・女学校、淡水中学・女学院、台北国民中学の例に即して「認可標準」の意味を検討することにしたい。

4-2. 台南長老教中学・女学校にとっての「認可標準」

台南長老教中学の関係者にとって、基本財産収入に関する事項を別とすれば、「認可標準」の内容は十分に予測できたものだったと思われる。なぜならば、1934年の神社参拝問題を経て校長バンドが台南州知事に対して約束した「改革」案と大きく重なっているからである。34年5月20日公表された「改革」案では神社参拝等を定めたばかりでなく、理事会に「日本基督教会（内地人）一名」「台南州の内地人教育者にして知事の認可を得たる者二名」「学長（内地人）一名」を含めること、「内地人教員は全教員の二分の一たること」「教務主任、寮務主任は内地人たること」「修身、公民、国語、漢文、歴史、地理、体操科の各個主任は内地人たること」などを定めている²⁵。

²⁴ 『台湾経世新報』第1128号（1935年2月17日付）。

²⁵ 『台南新報』1934年5月20日付。

これらの「改革」は着実に実行された。教務主任であり理事長でもあった林茂生、寮務主任だった黄俟命は神社参拝問題の渦中に辞職を迫られた。1935年2月にバンドに代わって元海軍軍人加藤長太郎が校長に就任、1936年1月には財團法人寄附行為が改正され、上與二郎（日本基督教会牧師）が理事長に就任した。「認可標準」は、神社参拝問題を通じて暴力的な威嚇によって実現させた「改革」を追認し制度化する意味合いを持っていたと言える。

なお、台南長老教女学校に関しても1936年頃から日本人校長を採用せよという圧力が高まっていた。宣教師会議はこの要求をうけいれ、日本基督教会と折衝した結果、1937年1月に植村正久の娘である植村環が校長に就任、同年12月に植村に代わって番匠鉄雄（日本基督教会牧師）が校長に就任していた。

台南長老教中学・女学校はこのようにすでに多くの妥協を迫られていたわけだが、「認可標準」は単に現状の追認という意味を持っていただけではない。私立中学校・高等女学校として認定されるということは、教科課程内で宗教教育ができなくなることを意味していたからである。ここで第二次台湾教育令制定当時、「青山学院中学部、明治学院中学部ト同様ノ制ニ依リ設立認可ヲ得、宗教教授ト上級学校入学ニ關シ指定セラレムコト」と記していたことを思い起こそう。各種学校として宗教教育を継続しながら專檢の指定を受けて入学資格を獲得することが学校関係者の願いだった。しかし、その可能性はもはや閉ざされていた。むしろ宗教教育を禁じるために認定が押しつけられることになったのである。

1938年2月2月の宣教師会議の議事録には、「認可標準」制定の報道をめぐる状況が次のように記されている²⁶。正確を期するために、原文のまま引用する。

January 16th. Article in papers announcing that all private schools would be 'given' recognition.

January 24th. Mr. Banjo went to the government offices. Told that recognition is absolutely necessary if we are to continue as a high school.

Recognition involves:-

(1) The school being planned under the jurisdiction of a Board of Managers.

(2) The collection of an Endowment Fund

(3) No grant for annual expenses being accepted from England.

Mr. Banjo suggested to us that grant from England be paid, but as a contribution to the Endowment Fund, which would not appear in the yearly budget.

January 26th. Newspapers had given the impression that all schools would automatically become recognized on April 1st. Mr. Banjo at government offices hears actual facts of the case.

"When you have collected ¥.20,000 (including values of school property) you may

²⁶ Minutes of special meeting of Formosan Mission Council held on 2nd Feb 1938, Presbyterian Church of England Archives, Microfiche No.26.

form a Board of Managers. When you have collected ¥80,000 Endowment Fund (and conformed to other conditions) you will be eligible for recognition. It is almost certain that under the new regulations Christian teaching will not be allowed in school hours. Mr. Banjo is very confident that we could do a good deal out of school hours, in the dormitory.

この資料の中で注目すべきことは、文教当局が女学校の校長である番匠に対して「もし中等学校（high school）として存続し続けようとするならば認定は絶対に必要である」と述べていることである。各種学校として存続することは認めないというわけである。文教当局と番匠校長とのやりとりについて報告を受けた宣教師は、当然予想される懸念、すなわち認定を受けたら学科課程内でキリスト教主義の教育をできなくなるという懸念について記している。これに対して、番匠は、正規の学科課程外の時間あるいは寮で多くのことをなしうる、という見解を示している。

ここで微妙だが、決定的なロジックの転換が起こっている。これまで認定は長老教中学・女学校を各種学校として周縁化するために設けられた高いハードルであった。しかし、この1938年の時点では、むしろ学科課程内での宗教教育禁止を目的として上から押しつけられるものとなっているのである。これは、林茂生・黄俟命のように主立った台湾人を追放し、日本人による「指導監督」の体制が構築されたからこそ可能になった転換だった。

それでも、長老教中学はとにかく、女学校に関しても認定が可能になったのはなぜか。宣教師会議の議事録を見ても、文教当局は8万円の基本財産を認定に必要な条件として提示しているが、長老教女学校にはそれだけの基本財産はなかった。しかし、州からの補助金がこの問題を「解決」することになる。

長老教女学校は、39年度に初めて台南州からの補助金を受けている。その時の補助申請にかかる文書では、まず39年6月2日付で台南長老教女学校設立者たるバンドが台南州知事宛てに「補助金下付申請」を提出している。その内容は、次のようなものである。

近時本島文化ノ向上ニ伴ヒ女子ニシテ中等教育ヲ受ケントスル者激増シ本校ノ入学志願者モ亦増加ノ一途ヲ辿リツツアリコノ情勢ニ応セントシテ此度一大刷新ヲ加ヘ公立高等女学校令ニヨル高等女学校トシテ認可ヲ受ケントシソノ基礎条件タル財團法人ノ認可申請ト共ニ目下手続中ナリ

私立高等女学校認可ニハ基本八万円以上ヲ有スルカ或ハ公共団体ヨリ年額三千円以上ノ補助ヲ受クルカ二者イヅレカニ適合セザレベカラズ本校ハ基本未ダ八万円ニ達セズ（目下七万五千円位）依テ從来諸方面ニ深キ指導、援助ヲ受ケシ台南州ヨリ年額参千円ノ州費補助ヲ仰ギ一日モ早ク認可ヲ受ケ前述ノ使命達成ニ精進セントスルモノナリ（台文10880-16）

この文書は、基本財産の不足という問題が州による補助金の交付によって一挙に解消されるものであったことを示している。ただし、さらに仔細に見るならば、実は補助金の交付決定以前に高等女学校としての認定が行われていることがわかる。

バンドからの「補助認可申請」を受けて、39年6月29日付で台南州知事が総督宛てに

「昭和十四年度私立台南長老教女学校州費補助認可申請」を送付、8月11日付で総督から台南州知事に宛てて「財團法人私立長榮高等女学校經費ニ對シ州費補助認可指令案」が出されている。文書の往復の途中で校名が変わっていることに注意しよう。この点について7月15日付で内務局から台南州に宛てた付箋が付けられ、「本件補助申請者ハ長老教女学校設立者ナルモ十四年度予算ハ長榮高等女学校トアリ予算ノ經理ハ同一ノモノナルヤ」と記されている。これに対して、台南州は7月26日付で「同校ハ六月二十一日、長榮高等女学校ト変更セリ」と答えている。本来ならば、補助金の交付が長榮高等女学校設立認可の前提であるはずである。にもかかわらず、補助金交付の指令に先立って設立認可が出されていることがわかる。要するに、認定するか否かは、文教当局の恣意的な行政判断に委ねられていたのである²⁷。

以上のような経緯を経て、長老教中学と女学校は認定を受けた。認定によって生徒数は大幅に増加し、財政的にも安定するようになった。しかし、学則から「基督教主義ニ基キ人格ノ陶冶ニ努メ」という文言は削除され、長榮中学校の場合、「本校ハ教育ニ關スル勅語ノ聖旨ヲ奉體シ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ授ケ忠良有為ナル国民ヲ養成スルヲ以テ目的トス」と規定されることになった²⁸。財團法人寄附行為や学則のレベルで見るかぎり、もはや私立学校としての独自性を失って、ほとんど公立学校と区別しがたい状況になっていたと言える。それこそが総督府の意図したことでもあっただろう。

4-3. 淡水中学・女学院にとっての「認可標準」

1936年8月、カナダ長老教会宣教師は、淡水中学・女学院の校地・校舎を台北州に売却し、管理運営を州に移譲することになった。直接の引き金は激しい排撃運動の中で次々と日本人教員が辞職していくことだったが、トロントにおけるカナダ長老教会の本部が従来から財政削減を目指していたという事情も関係していた。いずれにしても、この決定は台湾人の関与しないところで行われたものであった。

さしあたって両校の経営は財團法人私立淡水中学及私立淡水女学院維持財團（財團の理事長は台北州知事）が担うことになり、36年11月に立川義男（台北州教育課長）が応急的措置として校長事務取扱に就任、1937年1月になってようやく有坂一世（元台南第一中学校教諭）が新校長に就任した。有坂の就任以後、「毎週月曜日ニ国旗掲揚式ヲ挙行シ伊勢神宮及宮城ヲ遙拝シ各教員順次ニ訓話ヲナシ又ハ訓辭ヲ朗誦スル」ことになった（台文10375-16）。そのことからも明らかのように、キリスト教主義を払拭し「国民教育」のための学校とするという目標は明確だった。しかし、学校運営の方式に関しては、総督府・台北州は必ずしも明確な青写真を持っていなかったようである。

淡水中学・女学院を接収した36年中に提出された「補助金申請書」には次のように記

²⁷ なお、カトリック系の静修女学校が日本人校長の採用は迫られたものの認定を受けていないことを考えるならば、認定が完全に「強制的」なものであったと断定することもできない。生徒数を増加させることによって英國長老教会本部による財政的援助を減らそうとする宣教師の思惑や、正規の学科課程外でも十分に宗教教育はできると考える番匠のような日本人の考え方がある、総督府の要求にしたがう条件を構成することになったと考えられる。

²⁸ 『私立長榮中学校一覽表 昭和十七年十月現在』。

されている。

私立淡水中学及私立淡水女学院ハ從来加奈陀長老教会ノ經營ニ係リ創立以来宗教教育ヲ伝統的使命トシテ經營シ來レルヲ以テ國民教育上其ノ徹底ヲ欠クトコロアリシニ依リ本年四月以来州当局ニ於テ銳意之レカ改善ニ努力セシ処、本年八月三十一日ヲ以テ校地校舎ヲ州ニ移譲シ尚之レカ經營ハ財団法人私立淡水中学及私立淡水女学院維持財團ニ於テナスココナレリ。而シテ之カ今後順調ナル發展ヲ期スル為ニハ州ニ於テ充分ナル指導ト援助ヲ要スルモノト思料ス。然ルニ両校ノ収支予算ハ別紙ノ通ナルモ維持財團ハ設立当初ニシテ未タ財源乏シキヲ以テ他ヨリノ補助ナクシテハ到底經營スルコト能ハザル実情ナルニ付頭書ノ金額ノ補助ヲ仰キ度別紙該予算書相添此段申請候也（台文 10735-15）

興味深いのは、この申請書の発信者（財団法人私立淡水中学及私立淡水女学院維持財團理事長）と受信者（台北州知事）がどちらも藤田眞治郎であることである。いわば「お手盛り」の形で補助金の認定が行われていたことになる。学校的管理運営を州が担うことになったとはいっても、直ちに州立に移管するわけにもいかない状況の中で、きわめて変則的な事態が生じていた。いずれにしても、台北州は淡水中学・女学院に対して膨大な補助金を交付せざるをえなかった。その額は両校合計で 36 年度に 15,000 円、37 年度に 26,000 円、38 年度には 15,000 円にのぼった。このように多額の補助金が必要とされたのは、授業料収入の額が必ずしも十分ではなかったからである。淡水中学は、認定以前の長老教中学校同様、学年が上がるにともなって生徒数が大幅に減少する傾向にあった。36 年度の場合、第 1 学年が 107 名、第 2 学年が 69 名、第 3 学年が 44 名、第 4 学年が 16 名、第 5 学年で 9 名という具合である（「昭和十一年度事業成績」台文 10735-15）。総督府・台北州としては、主要な財源である授業料収入を増加して州費補助を減少させるために、正規の中等学校として認定して生徒数を確保する必要が生じていた。

「認可標準」制定からわずか 2 ヶ月で淡水中学・女学院は最初の認定校となった。『大阪毎日新聞 台湾版』1938 年 4 月 14 日付の記事は「最初の総督府公認 淡水中学と同女学院 更に改善充実を希望」という見出しで認定の事実を報じ、台北州知事であり維持財團の理事長でもある藤田眞治郎のインタビューを掲載している。

私立中等学校の認定問題は台湾教育界における多年の宿題であつたがさきにこれが解決されここに最初の光榮に浴したわけだ。これは台湾統治の上から見ても喜ばしきことだ。認定にいたるまでのいきさつを振り返つてみると前知事が外国人經營のものを財團をつくつて純然たる日本人經營にしたのを自分が後を受けて短時日であつたが教育方針、設備、内容についてこのくらいあなら認定してもさしつかへないと思ひ総督府当局に申達したものだ。今後は教職員の努力で島内有数の学校としなければならない。州下には認定される私立中等学校候補が多いのでそれらを指導して認定して行きそれによつて教育費のかさむのをとどめまた志願者を多数収容出来たら台湾教育界に大なる貢献をなすことと思ふ。

この発言で興味深いのは、藤田が率直に「教育費のかさむのをとどめ」と述べていることである。淡水中学・女学院を接收した以上、台北州は膨大な補助金を投じて經營にあたらねばならなかつたが、「教育費のかさむのをとどめ」るためには私立中学校・高等女学校として認定してより多くの学生を収容する必要があつた。淡水中学・女学院が「認可標準」制定から間をおかずして認定されたことからも明らかのように、「認可標準」の制定は両校の財政問題を直接的な引き金としていたと考えられる。

4-4. 台北国民中学にとっての「認可標準」

台北国民中学の設立に関しては、『台湾日日新報』1935 年 4 月 21 日付の記事で次のように報じられている。

私立台北国民中学は台北市大和町二丁目二成淵学校を仮校舎に設立出願中であつたが二十日附にて認可された。同中学は中等学校の入学難緩和と同時に中堅国民養成といふ全市民の希望によつて安田勝次郎、鈴木重嶽両氏を設立代表者に六十余名の民間有力者が賛助して設立したものである。修業年限は五ヶ年、二、三年後には中学校令による公認中学校として官立同様の資格を得るものである。

台北国民中学の目的が「入学難緩和」と「中堅国民育成」であったことがわかる。また、「認可標準」が制定される前であるにもかかわらず、「二、三年後には中学校令による公認中学校として官立同様の資格を得る」と記されていることが注目される。三年後ではなく四年後になったという違いこそあるものの、事実、その通り認定されることになった。

台北国民中学の設立者である安田勝次郎は臺北地方法院判官などを歴任した弁護士で 35 年に台北市会議員、鈴木重嶽は元臺北郵便局長で 36 年に台北市会議員に選出されている。また、「州費補助認可指令案」（台文 10853-1）に収められた「補助金下附申請書」には「贊助員後宮信太郎氏他六十五名の寄付金毫千七百八拾円」という表現が見られる。後宮信太郎は台湾経済界の大立て者であり、総督府評議会員、台北商工会議所会頭等の肩書きを持っていた。台北国民中学はこうした台北市在住日本人有力者を背景に設立された。

台北国民中学の設立にあたって、総督府官吏と安田・鈴木のような民間人の間にどのようなやりとりがあったのかは定かではない。しかし、総督府にしてみれば、在台日本人の中でも中等学校入学難への不満が強くわき上がっている状況の中で、こうした「私立」学校の設立は「教育費のかさむ」事態を避けつつ不満を冷却するために好都合な企図として受け取ったのではないかと推定できる。

国民に対する 1937 年度の州費補助は 1,000 円と多くはない。しかし、これは校舎建築費として 6,000 円の予算が計上されたにもかかわらず、37 年度中に着工しなかつたためである。この 6,000 円が剩余金として 38 年度に繰り越されたため、38 年度の州費補助は 12,000 円となっている。

校舎新築をめぐる経緯は、39 年度の「補助金下附申請」で次のように説明している。

逐年生徒ノ增加ニ伴ヒ校舍狭隘ヲ告ケ之レカ新築ハ緊急迫リタレバ資金ヲ寄付金ニ依

ルヘク其筋ノ許可ヲ受ケシニ、時偶々今時事変ニ遭遇シ募集意ノ如クナラサルノミナラス、事変ニ伴フ物価昂騰ノ為当初計画ニ蹉跎ヲ來シ事業中止ノ止ムナキ実情ニ逢着セリ。然レドモ学校經營ハ其ノ性質上忽諸ニ附スヘキモノニ非ラサレバ、維持經營ノ強化ヲ図ル為メ財團法人ヲ組織シテ從来ノ私立国民中学ノ一切ヲ繼承シ昭和十三年十二月十二日財團法人私立国民中学維持財團ノ設立認可ヲ見、借入金ニ依リ校舎新築ノ竣工ヲ為スニ至レリ。然レ共之ガ新築ニ要セシ資金ハ借入金ヲ以テ充当セシ為メ之ガ償還金及利子並ニ維持經營ニ要スル費用ハ授業料其ノ他ノ收入ヲ以テ支弁スルニハ別紙収支決算書ノ通り到底困難ナル実情ニ有之候条、昭和十四年度ニ於テ州費ヨリ金六千円格別ノ御詮議ヲ以テ御補助相成度別紙關係書類相添此段及申請候也。(台文 10873-16)

補助金申請のための書類は、総じて、補助金がなければいかに経営困難であるかということをやや誇張を交えて書くものではある。しかし、それにしても、この申請書は校舎新築計画の蹉跎など経営上の問題点を明白に示している。国民中学は39年4月によく新校舎を竣工、校舎新築のために38年度には38,585円を臨時予算に計上して18,000円の借入を行い、39年度には4,910円、40年度には5,910円を償還金として支出している。1938年度から40年度までの歳入全体の中で、台北州・市による補助金の占める割合は、38年度で27%、39年度で24%、40年度で34%にものぼる。このように明らかに無理のある会計状況であるにもかかわらず、39年6月には認定を受けている。淡水中学・女学院の場合と同様、会計状況に無理があるからこそ認定を急いだと見ることもできる。こうした経緯を見るならば、国民中学は民間人による「私立」学校でありながらも、むしろ民間資金を導入した官民合同の第三セクター方式による「準官立」学校とみなすべきだろう。

5. まとめに代えて

1938年1月に文教局長通牒として発せられた「私立中学校高等女学校設立認可標準」は、「一石三鳥」の意味を持っていた。

一番目は、台南長老教中学・女学校の宗教教育を止めさせることである。二番目は、台北州が接収した淡水中学・女学院の経営を安定させることである。三番目は、在台日本人による国民中学を認定することによって、在台日本人の中での中等学校入学難への不満を幾分かでも冷却できることである。

この「一石三鳥」の「妙策」によって犠牲にされたのは、行政が最低限備えるべき整合性、合理性、公平性であった。1922年の第二次台湾教育令制定以降、台南長老教中学に対して巨額の基本財産の蓄積を認定に必要な条件として提示し続けてきたにもかかわらず、総督府・州・市による補助金が下される場合にはその限りにあらずという新解釈は、行政として最低限備えるべき整合性を放棄したものと言ってよい。さらに、校長、理事長、主要教科担当教員を日本人にすること、教員及び理事の半数以上を日本人にするという条件にいたっては、なぜ中等学校としての認定にそうした条件が必要なのかという説明を最初から放棄している。

たとえば台南長老教中学の場合、行政からも日本人による民間団体一切の補助を受けず、

授業料のほか、英國長老教会からの補助と台湾人の後援会が集めた基本財産の収入によって学校は経営されていた。生徒はすべて台湾人であり、教務主任・寮務主任をはじめとした教員の多くも台湾人であった。それにもかかわらず、校長・理事長・主要教科担当教員を日本人にせよという条件を突きつける根拠を説明するとすれば、「台湾における支配者は日本人であり、教育は支配者としての日本人の利害に従属すべきものだから」ということ以外にないであろう。日本人が「国民教育」として要求したことの内実は、そのようなものであった。

結局、本来の意味での私立学校は、植民地支配下の台湾では存在しなかったと評することもできる。第一次台湾教育令では、そもそも私立学校の存在を認めていなかった。第二次台湾教育令では、一応存在は認めたものの、上級学校と接続関係を持たない各種学校としての地位に追い込んだ。いわば教育制度上の「日陰者」として周縁化する政策をとったのである。日本内地では、訓令第十二号により青山学院や明治学院のようなミッション・スクールを私立各種学校という立場に追い込みながらも、専検による無試験検定の指定校という救済措置によって上級学校への進学の道を切り開いた。これに対して、台湾ではこのような救済措置はとられなかった。そこには、「国民教育」という観点からのキリスト教主義学校への猜疑に加えて、台湾人を主体とした学校の影響力拡大への恐れが存在したと考えられる。さしあたって総督府が私立学校として認定・指定するための条件として掲げたのは巨額の基本財産の蓄積だったが、台南長老教中学の場合、1000名近い賛同者を後援会に組織することによってこの条件をクリアした。「公共性」というものが一人一人の自発的な意思の連合を核とすると考えるならば、台南長老教中学のような「私立」学校こそが、むしろ台湾人にとって「公共的」な空間であるという皮肉な意味の逆転が生じていたのである。

基本財産の蓄積という条件がもはや台南長老教中学を認定しない口実として機能しなくなる状況の中で、総督府は神社参拝が必要という条件を提示し、最終的に暴力的な威嚇によって学校の管理運営体制を大幅に「改革」した。「私立中学校高等女学校設立認可標準」は、そこで行われた「改革」を追認し、他の私立学校のモデルとして制度化するという意味合いを持っていた。

「私立中学校高等女学校設立認可標準」は、「文教局長通牒」という形式からも明らかなように、植民地における「法」の一部を構成していた。その内容は、当然のごとく「合法的」なものとみなされた。しかし、それはまた、台南長老教中学神社参拝問題を通じて提示された理不尽な要求を制度化したものでもあった。すなわち、法の下での平等という形式をとりあえずは踏襲しながら、差別という暴力を制度化するための「法」であった。「台南長老教中学問題 国体の尊厳を冒涜する 非国民を庸懲せよ 台北郷軍驟決起 中央へ打電」(『台南新報』1934年3月8日)というような見出しが新聞紙面上に躍る時、そこに暴力が行使されていることを探知するのは、ある意味で容易である。重要なことはむしろ、「私立中学校高等女学校設立認可標準」のような行政的な措置の中に「合法的な暴力」を見出すこと、そして、むき出しの暴力が「合法的な暴力」と相互に児れ合い、支え合っている構造を明らかにしていくことであろう。

朝鮮・台湾における植民地支配の制度・機構・政策に関する総合的研究

(課題番号: 13410098)

平成 13 年度～15 年度科学研究費補助金（基盤研究（B）（1））

研究成果報告書

平成 16 (2004) 年 5 月

研究代表者 水野直樹
京都大学・人文科学研究所・教授)